

兵士が死んだ時 戦死者公葬の形成

荒川章二

When A Soldier Falls : The Creation of Public War Dead Memorialization in Meiji Japan
ARAKAWA Shoji

はじめに

- ① 日清戦争Ⅱ公葬の登場
- ② 日露戦争Ⅱ公葬の確立
おわりに

【論文要旨】

本研究は、日清戦争期・日露戦争期を通じて、地域ぐるみの戦死者公葬がいかに形成されていくのかを主題としている。地域ぐるみの戦死者葬儀の性格をどうとらえるかは、まだ通説が形成されておらず、「公葬」の定義についても論者毎に区々である。

この様な研究の現状に対し、本研究では、両戦争期の個別の葬儀事例をいくつか検討し、葬儀執行に関わる地方団体の規程の成立、葬儀の主要な参加者（知事、郡長、市町村長、議員、学校長など）、葬儀費用の徴収法、弔慰料贈与規程の設定、葬儀執行の会場（小学校校庭など）などに注目し、戦死者葬儀が、両戦争期にどのように公的な性格を獲得していくかを跡づけた。後の日中戦争期と異なり、この時期の戦死者に対する地域ぐるみの葬儀に対しては、公費支出は許可されなかったが、葬儀費用も準公費として徴収されており、執行の内実も公葬として位置づけられるという点で、本稿の主張である。さらに何よりも、主催者、あるいは葬儀の記録者自身が、「村葬」

などと称し、公葬として自己認識していた。

本研究では同時に、葬儀執行の前提となる、戦死者の遺体の処理、遺骨・遺髪を受領と際の駅頭などでの出迎え、遺族に対する戦死の通報のパターンと通報文の内容、葬儀の際の弔辞の文面などにも注目した。両戦争期のこの時期に、「名譽の戦死」「英霊」「軍人の本分」などの国家的・軍人的価値意識が、どのような経路と舞台装置を介して地域に浸透していったのか、メディアとしての戦死者公葬の意義を明らかにするためである。葬儀は何れも数百人から二〇〇〇人にも及ぶ地域未曾有の葬儀参加者を集めて執行され、特に次代を担う小学校児童の参加が重視された。国民の戦争・軍事認識形成に果たした戦死者葬儀の役割を、より多面的に解明していく必要があると思われる。

はじめに

本康宏史「慰霊碑研究の現状と課題」〔『東アジア近代史』九、二〇〇六年〕がまとめているように、戦死者の慰霊に関わる研究は、近年多くの成果を排出してきた。また、これと関わって、軍用墓地研究も大阪真田山墓地を中心に基礎的な研究が積み重ねられ〔横山篤夫「旧真田山陸軍墓地変遷史」〕『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集、二〇〇三年／小田康徳ほか編著『陸軍墓地がかたる日本の戦争』ミネルヴァ書房、二〇〇六年）、また原田敬一によって陸海軍の墓地制度の変遷が詳細に整理された〔原田「陸海軍墓地制度史」〕『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集／同『国民軍の神話』吉川弘文館、二〇〇一年〕。

しかし、これに対し、戦死者・戦病死者に対する地域の「公葬」、あるいは戦死の通報から始まる葬儀執行までの過程などに関しては、さほど研究が蓄積されたとは言えない状態である。その点では、矢野敬一『慰霊・追悼・顕彰の近代』（吉川弘文館、二〇〇六年）が、「公葬は戦死者の出身市町村関係者だけではなく、さらに広範囲にわたってその死の意義を確認し共有する場」、「公葬の場に参加しそこでの儀礼行為を共有することによって、個別の思惑を超えて戦死という事態の意義・正当性が、確認・強化されていく」「戦死者をめぐる感情の共同体が作り上げられていく過程でもあった」、儀礼行為が共有されることによって生じる政治性を通して、「戦死者の死が郷土の名誉として受け止められ、さらにナショナルな共同性へと回収されていく」等と研究の意義を強調しつつ、研究の遅れを指摘している事に同感である（九七〜九九頁）。慰霊の体系は地域の戦死者公葬の下支え抜きには、成立しえなかったであろうし、軍用墓地に関しても、地域公葬の中で建てられる個々の地域の軍人墓との関係性の中でその位置と役割を見定めていく必要がある。

私自身は旧著『軍隊と地域』（青木書店、二〇〇一年）で、地域ぐるみの葬送と地域の戦時意識形成につき時代毎にふれた。そのなかで日清・日露の時期に関しては、公葬の形成から成立の時期として位置付け、「地域の公葬という形をとりながら、『名誉の戦死』は国家に捧げられている」という国家意識形成との関係に注目した（八〇頁）。この両戦争のうち、日清戦争については、籠谷次郎「死者たちの日清戦争」『日清戦争の社会史』（フォーラム・A、一九九四年）が先駆的業績であり、その後、檜山幸夫『日清戦争』（講談社、一九九九年）が「葬儀に参列し香典を供した民衆は、盛大な式典と戦没者を讃える弔文を聴きながら、軍人の特徴化し軍隊を聖域化させ、国家と軍隊と戦争を自己の中で捉え、『国民』としての意識を形成していく」（九六頁）と葬儀の意味を位置づけつつ、遺族に届くまでの戦死通知のルート、中隊からの戦死通知の役割、葬儀の形態・参加者、少国民教育の場としての葬儀のあり方を解明し、戦中から戦後の戦死者供養を展開した仏教会の役割につき指摘した。これらの論点は、檜山『近代日本の形成と日清戦争』（雄山閣、二〇〇一年）で更に詳しく実証されている。日清戦争期の葬送と慰霊の問題を更に深化させたのは、羽賀祥二「戦病死者の葬送と招魂―日清戦争を事例として―」（『名古屋大学文学部研究論集 史学』四六号、二〇〇〇年）である。羽賀論文は、原田が規則のレベルで明らかにした、軍による戦場での戦死者遺体処理・追悼法を、第三師団の実態に則して明らかにし、さらに愛知原下の町村「葬儀報告書」を用いて「公葬」の実態にふれた。このほか、招魂祭、祭文の分析等を含め、戦死・戦病死者の遺体・遺骨をその霊魂がいかに取り扱われたかにつき、多面的なアプローチを行った¹⁾。

しかし、日露戦争における地域の戦死者葬儀の個別研究は、京都の三つの郡を紹介した籠谷次郎「戦死者の葬儀と町村―町村葬の推移についての考察―」（『歴史評論』六二八号、二〇〇二年八月）があるのみで、日清戦争期との差異、変容は明らかにされていない（仏教会の追悼行事の

分析は、白川哲夫「日清・日露戦争期の戦死者追弔行事と仏教界」『洛北史學』八、二〇〇六年、がある。また、第一次大戦期から、満州事変までの研究業績も見当たらず、昭和期に関して、前掲籠谷論文、矢野前掲書での新潟の分析、兵士の遺体の処理に関わって、波平恵美子「兵士の『遺体』と兵士の『慰霊』」〔国立歴史民俗博物館研究報告〕第一〇二集〕などがあるが、日清・日露期の戦死者公葬研究の遅れもあって、満州事変、とりわけ日中戦争以降の戦死者公葬の特質・固有の意義を解明し切れていない。

こうした研究状況の中で、本稿は、檜山・籠谷・羽賀らが先鞭をつけた日清・日露戦争期に時期を限定して、戦死者公葬をめぐる事実の確定を進める作業を行う。このような事実確定の作業が必要なのは、特に日露戦争期の研究の遅れの外、地域的に多様であった日清戦争期についても、軍の戦死者処理規定が実際にどう運用されたのか、実態はどうだったのかという課題は、羽賀の仕事を更に引き継ぐ必要があり、さらに檜山・籠谷・羽賀らが明らかにした以外の地域の事例をも検討し（いづれもフィールドは主として愛知県で、県への報告文書を主要史料としている）、日清戦争期の公葬成立経緯を豊富化させていく必要があるためである。地域は、主として静岡県を中心に、他県の事例で一部を補うこととする。なお、小幡尚「高知市による戦死者慰霊―忠霊塔の建設（一九四二年）を中心に―」〔海南史學〕四四、二〇〇六年〕は、日露戦争期の一九〇五年、高知市市葬を検討し、あわせて死亡者の大半が市の共同墓地に埋葬されていた事実から、軍用墓地と遺族の墓地の中間形態の墓地の存在と役割を指摘している。地域公葬は、個人墓だけの問題ではなく、地域戦死者の共同墓地の設立の動きとも関係していたのである。そしてこの問題のみならず、解明さるべき、事実が確定できない問題・課題はなお多く、本稿を、そうした研究状況を少しでも進める一助としたい。

① 日清戦争Ⅱ公葬の登場

（Ⅰ）遺体処理・戦死通知と遺骨・遺物の還送

まず、戦死（あるいは戦病死）から遺体の処理、死亡と故人の遺体処理を遺族へ伝える所属部隊からの通知（すなわち遺族や郷里の人々はどうのようか戦死を知り、それを信じたⅡ事実として受け入れたのか）、その後、遺骨や遺物はどのように内地に送られ、遺族のもとに届いたのか、についていくつかの事例を確認しておこう。

日清戦争に際しての死者取扱は、一八九四（明治二七）年七月一七日「戦時陸軍埋葬規則」第二条で「死体は陸軍埋葬地共同墓地若しくは特に撰定したる土地に埋葬す。但場合に依り火葬し又は合葬することを得」として、埋葬（土葬）を主としつつも、火葬を認め、第六条で「埋葬を了したるときは之を所属各部各隊より直ちに其遺族に到達するものとす」と規定された。遺族との関係では第五条に、「戦役終るの後親族故旧より改葬を願ふときは之を許すことあるへし」とされている（原田「陸海軍墓地制度史」）。

これに対し、一八九四年九月一五日、平壤戦で戦死した静岡県沼津町出身の金子徳次郎（歩兵第一八連隊第二中隊、一等卒）に関する同中隊戦友からの手紙（九月二〇日付け）では、同連隊のこの戦闘戦死者の多くは「土葬に致し候得共当中隊にては中隊長殿の尽力にて火葬」し、「小生と市道の儀助様の三男山田豊吉君と交代にて火葬を持ち帰国致す故其積りに御承知有之度」とある〔沼津市史史料編近代Ⅰ〕一九九七年、五八四頁⁽²⁾。この金子については、同日付けの中隊からの手紙も遺されている。それによれば、「然して死体は規則に依れば火葬する事は出来されとも、戦友等からの申出も有之、是非々々遺骸を送り度旨に付、特

別に隊長等の尽力を以て火葬に致し置候に付、悉く送る訳にも不参候へ共、只本人の遺骨或る部分丈は不日交通之出来次第送付可存候」とある〔沼津市史編さん室所蔵、大道寺家「職務録」〕。二つの手紙を通じて、「戦時陸軍埋葬規則」の火葬許可規程に関わらず、原則はあくまで土葬、ないし、この規程の趣旨がこの時点では現地部隊の末端まで徹底していかった事が読み取れる（羽賀前掲論文によれば第三師団が、戦場掃除で収集した戦死者死体の火葬命令を出したのは、一月八日）。ただし、火葬に關する中隊長の尽力の成功は、この但し書きが生かされたためだろう。また、この火葬した遺骨の処理は、両方の手紙の内容が、片や同郷出身の戦友が持ち運んで帰国時に持ち帰り、中隊の手紙では一部の送付とあり、いずれも現地の墓地に仮に埋葬する軍の規定とはずれている。後述するように、一〇月七日の遺骨到着を受けて葬儀が執行され、遺骨が埋葬されているから、中隊の意向で遺骨が還送されたと思われる。

一八九五（明治二八）年三月四日、牛莊戦で戦死した静岡県駿東郡楊原村（現沼津市）出身の歩兵上等兵秋山浅吉（歩兵第一八連隊第一〇中隊）の場合は、三月一八日付けで中隊長より遺族に戦死通知があった。この場合は、三月四日、牛莊戦で「遺骸は即日戦死の地に於て火葬」とあり、この時点では、先の第三師団の命令処置を経て、火葬が例外視されなくなった。しかし続けて「清浄の地に厚く埋葬せられ其遺髪并に遺骨は小官より別封を以て御送付」とあり、遺骨の一部は恐らく直接遺族に郵送されたのではないかと思われる（沼津市明治史料館所蔵、沼津市我入道秋山亮氏所蔵文書マイクロフィルム）。ここでも軍の規則は厳格には守られていない。また、規則にはない遺髪の送付がなされている。遺族への遺髪の送付は、日清戦後改正された「戦時海軍志望者取扱規則」（一八九五年五月二四日）で初めて明文化されたが、陸軍の明文規定はなかった。ただし、先述第三師団の一八九四年一月八日の死体処理命令では、戦場掃除隊は火葬すべき戦死者の頭髪を所属部隊に送り、所属部隊は、遺

髪を軍事郵便で内地の留守部隊に還送し、留守部隊は「郷里」に送るよう指示されており〔羽賀前掲論文〕、日清戦争の派遣部隊では火葬が広がるとともに遺髪の採取を規定する必要が生じ、その遺髪を採取し、遺族へ送付する行為が広がったと思われる。

なお、火葬と遺髪送付に関わる特殊な事例としては、台湾派遣兵士の病死を遺族に伝える後備歩兵第一連隊第二中隊長の書状（一八九五年五月）の中に、澎湖島で悪疫が流行し同兵士も病死したのだが、「初め死者は皆火葬して遺骨を親戚に送る筈にて東西両本願寺より僧侶四人迄従軍し洩なく葬儀を取扱居候得共」、病死者激増し「従軍僧侶之内にも死亡者有之、遂に一々火葬すること能はず、因て遺憾ながら頭髪のみ送ることに相成候処是又実行すること能はざる悲境に陥り」との行がある〔都史資料集成〕第1巻日清戦争と東京②、一九九八年、四九一頁。伝染病による死亡の場合の火葬規程が現れるのは一八九七年八月一七日制定公布の「陸軍埋葬規則」であるが、それに先立ち「場合により火葬」という「戦時陸軍埋葬規則」を用い、既に日清戦争段階から衛生対策・伝染病予防対策として戦病死者の火葬処理が行われていた。

しかしそれ以上に、陸軍埋葬地への埋葬を原則とした「戦時陸軍埋葬規則」にもかかわらず「死者は皆火葬して遺骨を親戚に送る筈」という一文には驚く。このケースは後備歩兵部隊で、手紙の戦死兵も後備兵であったが、中隊長自身が、現役兵ではない応召者の場合、遺骨を遺族へ還送するのが当然と考えていたのだろうか。なお、台湾派遣兵（澎湖島含む）については、この事例の翌年、一八九六（明治二九）年四月の「台湾埋葬規程」により、台湾の陸軍埋葬地に埋葬することになり、「内地に送還せず」とされた（原田前掲論文）。

次に、「戦時陸軍埋葬規則」（一八九四年七月）第六条「埋葬を了したるときは之を所属各部各隊より直ちに其遺族に通達するものとす」の規定とこの二例の關係に注目してみよう。直ちに遺族へ通達という指示通

り、遺族への戦死通知は、日露戦争時に比べ迅速に行われている。恐らく公式の戦死通知のルートである留守師団―大隊（連隊）区司令部―行政ルートの戦死通知（戦死公報）よりかなり早く遺族への連絡が行われたのである。そして、この規定が守られたとすれば、上記の二事例のよくな各部隊（中隊）から遺族への戦死通知は、日清戦争の時期にあっても、特別な例ではなかったことになる。一八九四年九月、平壤戦で戦死した静岡県田方郡西浦村出身の歩兵二等卒相磯松吉の場合も、「同氏の死体は平壤西北の砲台に葬りたりと陸軍歩兵中尉大橋松三郎氏より報知ありたる」と葬儀直後に記された村の文書に記録されている（沼津市明治史料館所蔵、大和瀬千秋遺物「諸綴」）。また、秋山と同じ一八九五年三月四日牛莊戦で戦死した静岡県清水町（現静岡市）出身の陸軍歩兵上等兵堀場倉吉の場合も、その葬儀記録から、四月二三日、中隊長より父兄に郵書で戦死通知、「之れより先き已に他兵士の私信中に堀場戦死のことある」として、部隊兵士からの戦死の知らせと、中隊としての正規の戦死通達があったことが確認できる（『静岡県史 資料編一七近現代二』一九九〇年、二七七頁）。

それとともに、遺族への中隊からの戦死の知らせや「通達」が、遺族と郷里に何を届けたのかに注目すると、金子の戦友からの手紙では、「弾丸は雨あられ」「大砲は雷の如く」という戦場の緊迫が描かれ、その中を「前進」するなかで「敵弾の為め死したる」という戦死の状況が描写される。続いて、親の無念を推察し、自身の戦友（あるいは親友）との別れのつらさにふれた後、その死は「国家の為め、又国民の為め」である故「残りおしき事なし」と意義づけられていく。そしてさらに、「かたきと思ひ皆重分に敵兵を殺し」と勝利への敵愾心が表明された（前掲『沼津市史史料編近代1』五八四頁）。中隊の手紙でも、親族の心境を「其許に取りては誠に気の毒千万」と思いやりつつ、「国家の為に身を命を致せし事なれば誠に此上も無き立派なる事なり」という死の意義付けが

前提として述べられている（前掲、大道寺家「職務録」⁵）。歩兵上等兵秋山浅吉の戦死を伝える中隊長の手紙も、牛莊戦での「頑強の敵線に突入」という銃剣突撃の最中に「弾雨の中に斃れ」た模様が描かれ、遺族の嘆きにふれつつ、「国家軍人の本分を尽し名譽の死を遂げ」と「軍人の本分」「名譽の戦死」の中にその死を意義付けた（前掲、沼津市我入道秋山亮氏所蔵文書マイクロフィルム）。これらの戦場からの軍人・軍隊の立場からの戦死通達は、遺族に届けられるだけでなく、村の行政当局にも回覧されている。こうして、まず、戦場からの戦死通達を通じて、遺族は、そして郷里の行政当局は、その死をどう受け止めるべきか、という方向付けを受け、後述のように公的な戦死者葬儀の執行、弔詞により、そのような戦死の意義付けが、地域の共同観念として確認されていたのである。事前にこのような社会的影響を期待していたのかどうかは別として、「埋葬を了したるときは之を所属各部各隊より直ちに其遺族に通達するものとす」という条項が果たした社会的機能は、結果から判断して極めて重要なものであった。

出征部隊―留守師団―大隊（連隊）区司令部―行政ルート（郡役所―町村役場）の戦死通報に関しては、「戦死公報」を確認していないが、上記西浦村陸軍歩兵一等卒相磯松吉については、同村葬儀決議書中に「其筋よりの通牒有之候間其旨本人遺族へ通達をなしたり」とあり、同じく西浦村出身兵士で明治二八年一月に病死した陸軍歩兵一等卒潮崎伊之助の場合も、同村葬儀決議書に「清国に於て病に罹り本年一月三日広島陸軍予備病院にて不幸にも病死候旨通牒有之候間、其旨遺族へ通達候処」とある（沼津市役所所蔵、西浦村役場『明治廿二年四月起 決議書綴』）。町村行政側は、基本的には、このルートでの「戦死公報」をもって戦死を正式に確認し、「公的」な葬儀を執行していたのである。

日清戦争での遺体処理の基本形は、現地での埋葬、戦後の発掘・火葬した上での内地還送、陸軍埋葬地への改葬、ないし遺族への遺骨の下付

であったと考えられる。しかし、既にみたように、火葬を認め始めたことと遺族への遺骨・遺髪送付が広がっていった。その方法は、遺族への手紙の例から郵送（小荷物）であったと推察される。遺族への遺骨送還方法として、あわせて注目されるのは、従軍僧侶による遺骨の内地還送（帰国時の携帯）とその後の郵便網を通じた各地郡役所―町村役場経由の遺族への伝達である。

『都史資料集成』（第1巻日清戦争と東京①）は、一八九五（明治二八）年九月における多摩地域の遺骨伝達関係文書を収録している（四四五頁）。遺骨となつて還送されたのは、先に見た澎湖島で病死した兵士たちである。「右は今般征清従軍中澎湖島に於て病死の際当山特派布教使親く葬儀執行の上遺骨携帯帰着候に付混成杖隊司令部の指示も有之本日小包を以て貴所宛發送致候条到達の上は遺族へ伝達方可然御取計相成度」という文書は、先の「死者は皆火葬して遺骨を親戚に送る筈」という文と照応し、現地軍司令部は「親戚」に送る手段として、布教使とその布教使を派遣した本願寺（大谷派）を用いた。当時、本願寺には「奨義局」が設置され、遺骨処理を依頼された同局は、「客月中小荷物郵便を以御發送相成澎湖島病死者三名の遺骨本月二日八王子郵便局へ到着候処」というように、小荷物郵便で兵士の出身町村を管轄する各郡役所に送付した（この場合の受取は西多摩郡役所）。その過程で、小荷物を中継した地域の郵便電信局は、「先般通知書發送及候貴所へ到達すべき遺骨続々当所へ到達致居り候へ共処理上差支候条留置証携帯受取方至急出局相成度」（八王子郵便電信局から青梅郡役所へ）という具合に郡役所の受取を促し、受け取った郡役所は「右之者征清従軍中病死之際本願寺特派布教使親く葬儀執行の上遺骨携帯帰朝の旨を以当庁へ送越候条至急受取として出頭候様遺族へ通達可被致」（西多摩郡役所から村役場へ）と、各町村当局に対し遺族に引き取りを行わせるように通達した。そして、遺骨引渡を完了した郡役所は、「本文と同時に御回送相也候・・・」

遺骨は各家族へ下渡済に有之」（西多摩郡役所）と本願寺社務所奨義局に一報した。また、送付先に誤りがあった場合は、「本郡出身の兵員中征清従軍中澎湖島に於て病死せし左記のもの葬儀御執行の上遺骨御回付遺族へ伝達方可取計様御申越之処内一名・・・同村は勿論郡内に無之遺骨引渡方差支候」（西多摩郡役所）と大谷派本願寺奨義局に問合せを行っている。このケースでは留守師団―大隊（連隊）区司令部という「其筋」の介在は全くないままに、遺族への遺骨の伝達が多摩地域一帯の郡役所―町村役場という行政ルートを利用して、かつ遺族から軍への遺骨引き受け申請もなく、行われていたのである。遺族・親族および故人の知友などから葬儀実施の意向が示され、それを公的に執行する形で現れた地域ぐるみの葬儀は、このように遺族への遺骨・遺髪の伝達という事態が広くみられたことを抜きには形成されなかったのではなからうか。

なお、故人の遺物は、戦争終了による部隊の帰還後、遺族に引き渡されたと思われる。『都史資料集成』（第1巻日清戦争と東京②）は日清戦争講和後の台湾に派遣され病死（一八九六年一月二日）した兵士（岩田民蔵）の「遺物覚」を収録している（四八八頁）。遺物の主なものは、衣類、茶碗、軍用剣、軍隊手帳・日誌などであった。

（2）戦病死者葬儀執行の決定

日清戦争期の戦死者（および戦病死者）葬儀の特徴について、前掲山幸夫『近代日本の形成と日清戦争』は、一八九四（明治二七）年一月二日に実施された広島県芦田郡広谷村出身歩兵二等卒の葬儀を事例に、「村葬ないし村の有志者発起によって①村民が総出で会葬していること、②村長以下村役場吏員や村会議員が会葬していること、③村を代表して広谷区の人で一級村会議員の有馬定人や小学校生徒が弔詞を読んでいること、④葬儀は一般的に仏式で行われているが、その際に会葬する僧侶は村内のすべての寺院から出て合同で行っていること」として

る(二四九頁)。籠谷次郎「死者たちの日清戦争」(『日清戦争の社会史』)は、愛知県の葬儀事例から、①「葬儀は、発起、計画からすべて遺族の手ではなれ町村会議員、町村吏員、町内の有志者、軍人援護団体等によって行われている」、②経費の支出は、ほとんどが寄付金・義捐金等によっている、③会葬者は何れも多く、多数の小学校児童・生徒が必ず参会しているとし、併せて葬儀の社会的影響を指摘している。が同時に、「公費」で営む葬儀を「公葬」というならば、日清戦争期には公葬はなかった、としている(一三七頁)。拙著では、「日清戦争中の戦死者葬儀は、生前の死者を知る町内・部落関係者を実行事務主体とし町村の公葬的性格をとっていたのが、戦争末期には葬儀の執行主体において行政と議会が中心となる町村公葬(ただし公費の支出は行わない)に転換し」として(前掲拙著、五三頁)、日中戦争期の公費支出形態の葬儀を「公葬」のメルクマールとする籠谷に対し、葬儀執行主体を重視して、公葬の端的形成を強調した(羽賀前掲論文も「公葬」と位置づけている)。勿論、籠谷の指摘は重要であるが、日清戦争段階の葬儀の性格をみると、この面を重視しすぎると、この戦争での地域ぐるみの葬儀の意義を十分に評価できなくなるのではないかと思われる。

以下では、公葬性に関する見解の相違を考慮し、実施された葬儀の形態をみる前に、まず各町村が戦死者葬儀をどのように行おうとしたのか、若干の事例を検討してみよう。

先に紹介した一八九四年九月一五日の平壤戦で戦死した静岡県田方郡西浦村出身の歩兵一等卒相磯松吉の葬儀に関しては、一〇月一六日、西浦村村会で次の内容の葬儀施行決議が行われている(前掲『沼津市史料編近代上』五八六頁)、村会では、戦死につき「其筋より通牒有之候間其旨本人遺族へ通達をなしたり。然るに同人遺族に於ては来廿日葬儀施行致度旨届出有之候」として、遺族の葬儀実施の意向や希望日を確認した上で、葬儀執行法につき協議し、

①葬儀執行の際は、役場員・村会議員・各区长は「万端差繰必ず立会可申事」、あわせて各部落有志者なるべく多くの立ち会いを誘導する

②地元木負尋常小学校は生徒全員、村内の古宇・江梨両小学校も総代として一〇名以上の生徒を引き連れ立ち会いの事

③村内居住の僧侶には残らず立ち会いを請求する

④郡長・警察署長には葬儀執行を通牒する

⑤葬儀当日世話係は、役場員・木負区长・同区出の村会議員・同区「非常組」に委任

⑥各区より当日費用として金一円づつ寄付、寄付金募集の方法は各区ごとに決定

⑦祭祀料として一五円を贈与(当面家族保護金を以て支出)

を決定した。葬儀の実施については、遺族の意向が前提であり、その上で公的性格を持った葬儀が計画されたのである。即ちはじめに「村葬」ありきではなく、日清戦争初期の葬儀では、遺族・親族の葬儀執行に対する意向があり、それを公葬という形で実現していく方向をとったと思われるのである。その場合の「公」的とは、村会協議会の議決を経ていること、それを根拠に役場員以下が葬儀の世話係となり、各区に葬儀費用の寄付の寄付「割当」が行われ、村内全僧侶の動員が要求された、などの内容である(従って仏式)。村会決議や役場員の関与、全村的費用負担(寄付)等に形成されつつあった行政村的「公」が現れているが、同時に、戦死者の出身区(旧村)の負担や動員(世話役と学校生徒動員)も大きかった所に、町村制実施後間もない日清戦争期の葬儀執行の特徴があった。地元区は、このほかに兵士自宅から葬儀会場に至る葬儀行列のための道路修工も実施していた。したがって、この時点の戦死者葬儀は、旧村ぐるみの連帯を確認する行事であるとともに、行政村ぐるみの戦時行事を通じて、新設の村としての一体感を拡げていく場でもあった。

葬儀に関する金銭負担としては、当日の葬儀費用の負担と遺族への「葬祭料」(ここでは一五円)が想定されていた。

日清戦争での西浦村の死者は相磯松吉と、戦場で「病に罹り」一八九五年一月三日広島陸軍予備病院で死亡した陸軍歩兵一等卒潮崎伊之助の二名だが、後者の潮崎に關しても、二月三日、西浦村会は葬儀実施を決議した。葬儀費用は各区より計二七円徴収(各区ごと割り当て)、うち一五円は遺族への弔祭料、一二円で葬儀当日の費用を支弁、其の他寄付金募集や葬儀執行法は「故陸軍歩兵一等卒相磯松吉氏葬儀の例に準ず」という趣旨の内容である(前掲、西浦村役場『明治廿二年四月起 決議書綴』。村会決議に見る限り、病死者と先の戦死者との差異はなかったといつてよからう。

同じく、村会が戦死者葬儀の施行形態を決めたことが確認できる事例として、一八九五年四月二三日、静岡県磐田郡下阿多古村が歩兵第一八聯隊第九中隊歩兵一等卒の葬儀実施を決定した文書がある(『天竜市史 史料編七』一九八四年、三四八頁)。同兵士は、三月四日、牛荘にて戦死し、四月二八日、村で葬儀が行われた。協議では、①葬儀委員二〇人の設置(村内各区に割り当て)、②戦死者自宅から式場・墓地までの道整備、③知事・郡長・町村長の弔詞、④参列は知事郡長・町村吏員・村会議員・区長・赤十字社員・学校職員生徒・神職住職(僧侶五〇人)、⑤葬儀費用三二円、うち一〇円は遺族への弔祭料、費用は兵員家族保護会の徴収方法と同じ、⑥葬儀会場は確認できないが、「振武会場及休憩所は渡ヶ島学校とす」とある、⑦「当村葬確定の上は区長に対し葬式には毎戸必ず袴羽織にて会葬すべき旨達」、⑧「葬式施行迄は風揚げ止める事」、⑨「葬式当日は学校生徒会葬すべきを達する事」が決定されている。西浦村の場合以上に、行政村を核に、郡―県を含む行事として計画されたことが分かる。費用も、兵員家族保護会の徴収方法であれば、額の差はあれど全戸軒並みの負担が求められたと思われる。⑦の事項は、葬儀を莊重静肅

に演出し感銘深くするための配慮であり、⑧も同じ配慮であった(四月末は、遠州地域の大風揚げのピーク時)。こうした演出が計画された場に、⑨の小学校児童の会葬が求められたのである。

町村・郡行政と戦死者葬儀との関係については、『静岡県引佐郡誌 上』(一九二二年)の次の記載も参考にならう。

戦役開始せらるゝ、や本郡は郡尚兵会の趣旨に基き、各町村に軍人家族保護会を設けて、軍人家族の慰藉並に保護に当らしめ……。戦死者遺族へは弔祭料として、金参円以上拾円以下を贈り、又戦病死者に対する一般個人の香華料は家族保護会に於て取纏め、此内に葬儀の費用を支弁し其残額を遺族へ交付せり。

戦病死者の葬儀は、各町村軍人家族保護会に於て之を担当し(軍人家族保護会長は町村長なるを以て町村役場に於て担任すること一般なり)、親族等に協議上執行日時を定め、親戚以外へは町村長より之を報告するを例とせり。(二三八―二四二頁)

当該町村民は少くも一戸一名は必ず会葬して葬儀の盛大を期せり。郡は各町村に軍人家族保護会設置を求め(事業内容は一様ではない)、この家族保護会が戦死の場合の弔祭料を支出し、葬儀費用も、家族保護会がとりまとめ役になり(この場合は少なくとも建前上は任意負担)徴収し支弁した。葬儀執行の中心は、家族保護会に実務を担う町村役場である。そして、町民は一戸一名以上の会葬を求められ、「葬儀の盛大」が演出された。

引佐郡と同様の葬儀の執行は静岡県浜名郡新居町でも見られた。『新居町史 第十卷』(一九八五年)所掲文書には、「日清戦役出征軍人家族保護会なるものを設立すへき旨其筋より通達の次第もあり、依て明治二十七年九月七日新井隣海院に於て町名誉職を集め本会を設置す。一、町協議費として家族保護金を徴収し、長上敷知浜名三郡徴兵慰勞会費及び出征軍人保護に充てたり。一、出征軍人が戦死又は病死し之れが

葬儀を執行する時は必ず毎戸より壹錢以上五拾錢迄の香料を贈り、葬祭料其他の諸費に充て、葬儀は其の字の人民に於て式場其の他の裝飾に従事し、式場へは必ず全町千有余戸の人民会葬し忠霊を弔へり」とある〔四二五頁〕。葬儀費用である「香料」は、最低負担額が決められていた。先の引佐郡の「香華料」も同様の徴収の仕組みだったのでないか。全町一体の会葬が求められたことも引佐郡と同様である。「字の人民」の労役が期待されたのは、西浦村に類似する。

日清戦時に結成された軍事援護団体が葬儀執行を行い、そこに町村役場が関わったことは、愛知県南設楽郡出身兵士の葬儀事例（一八九四年一月二日執行）でも確認できる。同歩兵二等卒の葬儀では、「新城恤兵会は之れか祭主となり、庶務、式場、記録、接待の各係を設け、恤兵会委員并に町役場員の受け持ち事務を定め、……葬儀に関する諸費は悉皆新城恤兵会に於て負担せり」（『愛知県史 資料編三二 近代九 社会・社会運動一』二〇〇二年、三六六頁）。

なお、日清戦争時に結成された家族保護会や恤兵会など軍人保護団体の規約には、戦死・戦病死家族への弔祭料贈与規定が盛り込まれ、規定がない場合でも、これまでの事例にあるように葬祭料が贈与される例が増えた。静岡県磐田郡袖浦村の「出兵に関する家族保護其他規約」（明治二七年）中にも戦死者へは二〇円、病死者へは一五円という戦病死者遺族への弔祭料贈与が規定され、一八九四（明治二七）年一月二四日付けの袖浦村役場庶務課より中平松区長宛の臨席案内を見ると、同村の葬儀では弔祭料の授与式が組み込まれた（『竜洋町史 資料編Ⅱ近現代』二〇〇六年、一四三頁）。弔祭料の支給も「公的」な行事として扱われたのである。なお、既に見たように葬儀形態では戦死・病死の差異はみられないが、弔祭料の差別は一般的である。

葬儀と地方行政の関係をさぐるために、『都史資料集成』（第1巻日清戦争と東京①）から東京府多摩地域の事例を見ておこう。同書中の

一八九四（明治二七）年一月、戦死した歩兵一等卒の葬儀、埋葬につき大久野村役場から西多摩郡役所宛報告には「埋葬の義、村葬を以て……本村・西徳寺に於て施行」とある〔四二二頁〕。葬儀の執行は事前に村役場から郡役所に報告されていた。埋葬とあるから、遺骨あるいは遺髪が遺族に伝達されており、村側の認識としても「村葬」として埋葬儀式を実施しようとしたことが確認できる。また、以下の事例は、日清戦争中、台湾で戦病死した事例であるが葬儀執行は何れも講和後である〔同前、四二九～四三二頁〕。

①（陸軍歩兵一等卒、澎湖島にてコレラ罹患、一八九五年三月三〇日、同島避病院で病死）同年七月一日に葬儀執行（村内寺院）の旨村長から郡役所に報告があったので、郡役所より郡内へその旨の通知。

②（一八九五年、台湾で病死した後備歩兵一等卒）同年七月一日、村長より西多摩郡長に対し、一日目に自宅に神葬式執行、埋葬の予定と報告。郡役所より郡内各役場に、同兵士の「遺骨第一師団兵站基地より送致有之」一日目氷川村自宅で「神葬式執行」の連絡があったとして、通知。

③（後備陸軍歩兵上等兵および後備歩兵二等卒、兩名とも一八九五年三月、台湾で病死）同年七月一日、村長より郡長に対し、一七日に兩名の葬儀を村内慈勝寺にて執行する旨報告。七月一日、郡長より郡内各役場に対し、同葬儀執行の通知。

以上三例は、何れも、村役場から郡役所に対し葬儀執行の事前通知があり、郡役所はそれを郡内に周知させ、町村長以下の会葬を求めていることが分かる。②の例は現地部隊から遺骨が送付されたことを受けて葬儀が執り行われた。類似の事例は、その他にもいくつか掲載されているが、そのうち三点ほどあげると、

④（陸軍後備歩兵一等卒、一八九五年五月二五日、澎湖島避病院で病死）同年七月二三日付けで、二八日「村葬執行」（村内寺院）の旨村

長から郡役所に報告があったので、郡役所より郡内へその旨の通知。

⑤（後備陸軍歩兵上等兵および後備歩兵一等卒、一八九五年五月および六月、台湾澎湖島で病死）同年七月、村長より郡長に対し、二八日に兩名の葬儀を村内保泉院にて執行する旨報告。七月二四日、郡長より郡内各役場に対し、同葬儀執行の通知。

⑥（輜重兵一等卒および歩兵二等卒、一八九五年六月および八月、ともにコレラにて病死）同年一月一七日、村長より郡長に対し、二八日に「村葬式」を村内徳雲院にて執行する旨報告。一月一九、郡長より郡内各役場に対し、同葬儀執行の通知。

④は先の例と同じく「村葬」と記されている場合であり、⑤と⑥は戦病死者二名の葬儀を同時に執行しているケースである（同前、四三四、四三五頁、四五七頁）。このような場合は、遺族の意向が一層後景に退き、「公葬」としての性格がより強く現れると考えられる。実際、⑥では「村葬式執行」とある。

なお、軍夫の葬儀に町村がどうかかわったのかはほとんど事例がないが、同書中に、台湾従軍中の一八九五年九月一六日にコレラで死亡した軍夫の葬儀を一月二〇日に執行する旨、青梅町長から西多摩郡役所へ報告した一月一六日付け文書がある（四五六頁）。しかし、町の関わりは確認できない。また、郡役所の郡内回報の添付もなく、執行予定の報告日から葬儀迄の日程も極めて短い。

（3）葬儀の執行

次に葬儀の実態を記録した文書類を時期の早い順に並べて検討している。

最初は、第一節の最初にみた陸軍一等卒金子徳次郎である。一八九四年九月一五日平壤戦で戦死し、一〇月一五日に葬儀が執行された。葬儀場は遺族の菩提寺と思われる沼津町下河原の妙覚寺で、「遺骨」も「妙

覚寺に葬む」られた（前掲『沼津市史史料編近代1』五八五頁）。葬儀執行の発端は、「十月七日遺骨の到着するや市中の有志者及青年輩大に其忠死を哀み盛大なる葬儀を挙行せんとし」という地元町内の発意で、水産業Ⅱ魚河岸に関わる青年集団の追悼の念から発したものとされる。葬儀事務は、「宮町々総代伍長等之か事務を担当し」と地元町が中心である。当日の葬儀は金子の自宅からの出棺から始まるが、「当日は前日よりの雨天続きなりしも拘はらず会葬者本郡長・町長・町区会議員、各町伍長総代有志者、高等尋常小学校教員生徒、郡町役場吏員、赤十字社員、陸軍駐在官非職軍人、各町青年輩（凡そ二百五十人）、各魚仲間・魚河岸・消防組・沼津町立消防組等凡そ二千人」という大葬列となった。「僧侶は本市十一ヶ寺、導師は妙覚寺上人」で、「町区会議員及青年輩よりの大旗には忠死報国、報国尽忠、大掲団光、神州男児」、「九寸角の長さ一丈なる墓標をは車に載せ」、「沼津未曾有の葬式」行列となった。弔祭文を読んだのは、各宗寺院総代、妙覚寺住職、教導職総代、知事代読、郡長、町長、町会議員総代、赤十字社員総代、本町各小字総代、通横総代、下本町総代、沼津高等小学校生徒総代、青年輩総代二人、宮町総代、親戚総代である。葬祭料は、沼津出兵遺族保護会から二五円、駿東郡徴兵慰労会より一一円、上本及一七ヶの小字一一円、青年団体一五円、魚仲間五円であった。

葬儀の執行主体は、西浦村の同時期葬儀での旧村の役割同様、この場合も地元宮町が事務を担った。また、葬儀は、行政体としての沼津町のリーダーシップより、宿場町・城下町時代の「宿」を構成した各「町」の協力による葬儀という色彩が強い。そして歴史的な各町の連携を補強したのが、魚河岸集団、青年集団（若者組）、あるいは消防組として繋がる青年集団であった。宮町の戦死者自宅と葬儀場の妙覚寺は、南へ下ればきわめて間近な距離であるが、この日の葬儀行列は、いったん宿場町時代を中心まで北上し、西に折れ、南下して葬儀場に至るとい

町中心部への大デモンストレーションとなっている。当時の沼津町の人口は一万一千人であるから、町民五人に一人が葬列に参加するまさに「沼津未曾有」の事態であった。その葬列の過程で、「忠死報国、報国尽忠」という戦死の意義付けがアピールされた。沼津町の日清戦争死者は三人、内二名が戦死、一名は台湾での病死である。金子以外の葬儀の模様は不明だが、沼津町にとって戦争初期のこの葬儀の意味は大きかった。そして葬儀は、公葬形成への過渡的な形態を示していた。

一八九四（明治二七）年一〇月一六日に西浦村村会にて前出の内容の葬儀施行決議が行われた歩兵一等卒相磯松吉の葬儀も、金子の葬儀後間もない同月二〇日に行われた。翌二一日に記された「相磯松吉氏の葬儀」記録によれば「沼津市明治史料館所蔵、大和瀬千秋遺物「諸綴」、

松吉氏は第三師団に属し陸軍歩兵一等卒にして彼の平壤の役に於て勇奮以て忠死を遂げたり。同氏の死体は平壤西北の砲台に葬りたりと陸軍歩兵中尉大橋松三郎氏より報知ありたるを以て同村会議員、有志家は遺族に諮り昨日盛んなる葬儀を挙行せり。曾て前日来同区民一同は大に道路を修工し行列の便宜を計れり。墓地は同区日蓮宗長福寺の南方小高き所にて数百坪の畑地を式場に充て其準備全く整ひ、同日午後一時発葬柩の着するや僧侶数十名読経し、僧侶の退場後会葬諸氏交々弔祭文を朗読し……。当日の会葬者郡長代理、三島監視区長、三島警察署長、各駐在所巡査、西浦村内浦村役場員、村会議員、各区長、学校教員生徒、有志者、青年会等無慮一千有余名にして、其行列は十町余の墓地に続き各一列ごとに大旗国旗高張造花供物等其数最も多く墓標は檜九寸角長壹丈二尺あり。此の盛葬を見んと各区より群集せし者老若男女数百名あり。本村未曾有の人出なりしとある。

弔詞は、知事・郡長（何れも郡書記代読）、西浦村長、助役、村会議

員総代、内浦村助役、内浦村尋常小学校教員総代、西浦村尋常小学校教員総代、同生徒総代、青年会総代、有志家、親戚総代より、祭祀料は、君澤田方徴兵慰勞会より一二円、西浦村より一五円、各区及有志者青年会等より数十円が贈呈された。そしてその後「埋葬」したが、有志者は「埋葬全く終を告ぐるまで墓地に居残」った。

以上の僧侶や会葬者の動員からみて、全体として村葬執行決議は実現されたと思われる。当時の西浦村の人口は二五〇〇名程度と推定されるが、会葬者が「無慮一千有余名」、群衆「男女数百名」とあれば、人口の半数をはるかに上回る「本村未曾有」の動員率であった。村中を巻き込んだ戦争初期の大デモンストレーションであった。会葬者の範囲では、後のように、周辺各町村長の出席はみられないが、同じ田方郡の隣接村であった内浦村からは、助役と内浦村尋常小学校教員総代が出席している。内浦村では日清戦争での死者は出なかったが、隣村での大葬儀の様（そして葬儀で語られた戦死の模様）は学校教員を通じて内浦村の小学校生徒へ伝わっていったものと思われる。

葬儀の「公」性に注目すると、村会議決から始まった西浦村の葬儀は、沼津町の場合より、その参加者、弔祭文朗読者からみて、行政主体の「公葬」化が進んでいる。学校生徒も、沼津では高等小学校レベルであったが、まだ高等小学校設置前の西浦村では尋常小学校生徒の出席が求められた。弔詞の内容は不明だが、葬儀記録文に見る「勇奮以て忠死」が基調であったと思われる、葬列では「国旗」が掲げられた。祭祀料は、村会議決の一五円の外、郡徴兵慰勞会（君澤・田方郡）からも贈られた。郡の徴兵慰勞会からの祭祀料贈呈は、沼津町葬儀に対する駿東郡徴兵会の場合も同様であった。その他の贈呈「数十円」は葬儀費負担と重なるのか否か不明だが、額からみて村会議決の割り当て以外に相当額の寄付金が集められたと思われる。

注目されるのは墓地への「埋葬」という記載である。現地部隊は「同

氏の死体は平壤西北の砲台に葬りたり」とあるのだから、この埋葬は何を意味するのだろうか。遺髪か、あるいは、現地で火葬が行われたとして遺骨の一部が、遺族に送付された結果の葬儀だったのだろうか。

次も遺骨の有無が分からない事例であるが、葬儀執行は一八九五（明治二八）年四月二八日、戦争末期の牛莊戦で戦死した静岡県安倍郡清水町出身陸軍歩兵上等兵堀場倉吉の場合である（前掲『静岡県史 資料編 一七近現代』二二七七頁）。同兵士の戦死の知らせの経緯については先にふれたが、葬儀は、「已に他兵士の私信中に堀場戦死のことあるを聞き、上巻町目青年有志者より望月町長へ葬儀準備の談ありて」という形で、沼津の事例と同様に青年層の発案から始まり、「父兄より本人在郷の時禅宗を信したるに由り、式は仏式を以て執行あられ度旨、予しめ望めり」という遺族の希望を入れつつ、清水町は町として葬儀に取り組んだ。

四月二三日、清水町町会議員が招集され葬儀につき協議、五人の委員を選出し、葬儀委員長は町長に依頼することとした。このような町議会の関与、葬儀委員長に町長を当てる形で執行計画を進めたのが、前年の沼津町の葬儀との重要な相違である。従って葬儀の案内状は、町長名で発せられている。同日の協議では、「葬儀費として壱戸金五錢以上を各有志者より醸金することとし、其各部内を各用係に於て集金する」として葬儀費用を全町からの寄付で賄い、それを集金する態勢を敷いた。

四月二八日の葬儀は、町内禅叢寺で執行された。主な参列者は、郡長（知事代理兼任）、郡第二課長、静岡監視区長、江尻警察署長、清水分署長、周辺各村長、周辺学校長、新聞記者、有渡、安倍郡徴兵慰労会幹事、士族同胞会会長、赤十字社員、その他有志である。僧侶の会葬者は、恐らく有渡郡単位の「百数名」という規模で、「関係青年者は、入江町より百数十人、江尻町より七十名、辻村より十数名、清水町二百数十名、清水消防夫九十余名なり。各小学校生徒は、東有度高等小学校教員八名、生徒三百余名、入江町小学校教員三名、生徒八十余名、清水町小学校務

員七名、生徒百五十余名、其他清水町有志者数百名なり」というように町内の小学校生徒、青年集団総動員の町の威信をかけた大葬儀が演出された。「以上合計三千余名・・・本町絶無の盛式なり」という記録がそれを物語る。郡の関わり方が厚くなり、周辺各村長の列席が求められているのも、戦争終盤の葬儀の特徴である。また、新聞記者の存在は、演出された大葬儀の感銘を、会葬者のみならず、新聞読者層まで拡げようとしている点で注目される。この地域の有力地方紙に成長する『静岡民友新聞』が創刊されたのは、一八九一（明治二四）年一〇月であった。清水町堀場倉吉と同じく一八九五年三月四日、牛莊戦で戦死した静岡県駿東郡楊原村出身の歩兵上等兵秋山浅吉の葬儀は、四月二一日に行われた。葬儀の模様を示すこれまでのような文書は残されていないが、沼津町の医師榎豊作は同日の日記に「午後一時より碓氏と同道、上香貫山霊山寺に挙行する清国牛莊城攻撃の際戦死せられし故陸軍歩兵上等兵秋山浅吉氏の葬儀に列る。本日会葬者無慮二千人、知事郡長以下数名の弔詞ありき、五時帰る」（『榎日記刊行会『榎日記』一九八四年）とある。同村の人口は当時六〇〇〇人前後であるから、村民のほぼ三分の一が会葬したことになる。同村の日清戦争死者は二名、うち少なくとも一名に関して村を挙げての葬儀が行われた。

秋山に関しては、静岡県知事、駿東郡長、沼津高等小学校総代、楊原村長、楊原村我入道人民総代、徴兵参事員、日本赤十字社員の弔詞が残されている（前掲、沼津市我入道秋山亮氏所蔵文書マイクロフィルム）。我入道は戦死者の出身字であろう。弔詞の文面を拾うと、「不幸敵弾に中り」「悲哀の情に堪へず」（村長）、「哀惜に堪へず」（楊原村我入道人民総代）という死者への追悼、遺族への思いが、村の中から主に発せられている。しかし、戦死を知らせる現地中隊からの手紙を通じ「軍人の本分を尽した名誉の死」（三月一八日付け、中隊より秋山の家族宛）という戦場の軍隊の立場からの公的な戦死の捉え方が届き、かつ「軍籍に在

る者一死以て国に報ゆる」(郡長)、「軍人の亀鑑」(郡長)、忠節(知事)などの言辭が上位行政から発せられ、加えて徴兵・召集事務を監督する武官である徴兵参事員から「愛国忠君」・「尽忠報国」などストレートに国家・天皇への「奉公」が説かれる中で、村の中からの弔詞にも「男児の本懐」・「名譽」(村長)、「英靈」(楊原村我入道人民総代)という言辭が盛り込まれた。田中丸勝彦『さまよえる英靈たち』(柏書房、二〇〇二年)は「英靈」は日露戦争から登場するというが、意味する内容は別として、言葉としてはこの時期から使われていた。「戦死を見るに至ることを夫れ一家の名譽は一村の名譽にして、一村の名譽は一国の名譽たり」(沼津高等小学校生徒総代)という一文は、戦死を家―村(郷土)―国家をつなげて位置づける論理を極めて端的に示しているが、この言説が学校教育の中から、国家の公的論理を代弁させる形で、地域に向かって説かれていくことが注目されよう。

日清戦争当時の葬儀の全体像は、前述の「静岡県引佐郡誌 上」の「会葬者は各町村概ね同一にして、郡長・吏員・警察官・町村長・徴兵参事員・学校職員生徒・赤十字社員・尚武会員・青年会員其他・諸団体代表者・当該町民及び親族等なり。其の数は地方によりては一定せざれども、五百名以上二千五百名に達するの有様なりき。葬祭は神式仏式二様ありしが多くは仏式によれり。神葬祭にありては、神官七八名、仏葬にありては僧侶拾名乃至式拾名斑列す。葬送途中は国旗・弔旗・吹流し・柩幡等十数流を翻して行列極めて静肅にして、式場に於ては祭文読経・弔詞・学校生徒の弔歌・親族の謝辞等あるを例とせり」というまとめが参列者の範囲・葬儀形式などの概要を的確に語っている(二四一頁)。「当該町村民は少くも二戸一名は必ず会葬して葬儀の盛大を期せり」というように、葬儀の未曾有の盛大さを誇示し、にもかかわらず、「極めて静肅」という厳かさを演出することが会葬者に感銘を与える鍵であった。ここでも国旗は欠くべからざる役割を果たしている。なお、学校生徒の弔歌

はさほど事例を見ず、どの程度の範囲でうたわれたのだろうか。

ところで、戦死者遺族の遺体・遺骨引き取りにより郷里で公葬が行われ、墓地が建てられる例が増えれば、兵士の遺体は陸軍が埋葬し管理する(国家に捧げた命を国家が追悼し続ける)という軍の原則は空洞化せざるを得ない。このため、日清戦争講和後の一八九五年五月一日、陸軍は、遺骸を下付しても墓標だけは建てることにした。原田によれば、「戦没者をまとめて葬った形を遺すために、戦死者の墓標が林立する形が必要となった」ためである(『陸海軍墓地制度史』)。実際、『都史資料集成』(第一巻日清戦争と東京①)によれば、一八九六年一月、歩兵第一連隊は、小石川陸軍墓地への戦死者墓標の建立(及び赤坂管内への追悼碑建立)の旨を戦死者遺族に連絡しているが(四六七頁)、その墓標建設名簿には明らかに既に地域的葬儀が行われたものが含まれている。この方針は、日露戦争開戦後、一九〇四(明治三七)年七月一日に「畢竟無益の処置」として撤回されるが、日清戦争段階では戦死者の国家軍による追悼を、遺族が眼に見える形で示す必要があったのである。

なお、神式葬儀に関わる所では、前掲『愛知県史 資料編三二 近代九 社会・社会運動一』に、日清戦争従軍者の葬儀を神社で行い、その場に遺骨を埋め墓地を建設することへの一八九五年四月二五日付け取締通達が掲載されている(三三五頁)。

葬儀事例を静岡県内ばかりに求めてきたが、『都史資料集成』(第一巻日清戦争と東京②)には東京府多摩地域の葬儀事例として、一八九五年五月二十九日に執行された後備歩兵一等卒中村広助(戦病死)の葬儀場と葬列見取図が掲載されている(四九二頁)。葬儀行列からみて、葬儀参加者や自宅から出棺し葬儀場に至る葬列を組む葬儀様式は、静岡県の事例と基本的に変わらない。弔詞には「狭山村は特に村会の決議を以て本日村葬の儀を行ふ」とあるが、村会議決で葬儀施行順序を決めるのも静岡県内の事例で確認した。この中村広助の葬儀の弔辞では、「義は山嶽

よりも重く、死は鴻毛よりも軽し」との『軍人勅諭』や、「義勇公に奉し」という『教育勅語』の一節が繰り返し用いられているが、勅諭や勅語の一文の活用は日露戦時に更に一般に広がっていく。また、「死すへきの時に死せざれば死に勝るの愧有り」という死を称揚する言説も眼を引き、さらに「英霊」も複数の弔詞に登場する。

『都史資料集成』（同前）には、日清戦争に現役兵として従軍した後さらに台湾に派兵され、満期除隊直後、一八九六年一月二日に東京陸軍衛戍病院で病死した歩兵一等卒岩田民蔵の葬儀行列も掲載されている（四八八頁）。この葬儀も、徴兵参事官の弔詞に、「村会の議決を経て特に村葬の儀を行ふ」とあり、葬儀への村の関わり方や葬儀行列と葬儀場の様式は、そのまま日清戦後に引き継がれていったと考えられる。遺体は、陸軍病院から遺族に引き取られ、この葬儀が執行された。葬儀費用は、特別寄付、当日の香典料、村内戸別割に沿った賦課金で賄われているが、村内一律の戸別割等級に準拠した賦課方式登場の初期の事例と思われる。戦死（戦病死）者の葬儀費が税の徴収方式に準じて徴収されるという意味で、「公葬」に更に一步近づいたと考えられよう。

（4）法会と追悼碑

この節の標題の事項に関し、私はほとんど語る能力を持たないが、日清戦争期の戦役記念碑が戦死者を特に区分するものが比較的少なく、戦死者を「特別視して英霊化」する傾向も弱いという檜山の見解関わって、若干の議論を提出しておこう。

檜山の統計的な分析の結論はむろん首肯できるが、やや気になるのは仏教諸派の動向である。

『都史資料集成』（第一巻日清戦争と東京①）から仏教諸派の戦死者法会の主な資料を引き抜くと（四五〇～四七四頁）

一八九五年七月二四日、小石川善光寺で信州善光寺大本願上人を招待

し、戦死者遺族を呼び大法会執行

同年一〇月六日、荏原郡戦死者大法会（郡内各宗合同執行）

同年一〇月二二日、北多摩郡立川村普濟寺で戦病死者大法会、郡役所ルートでも遺族へ通知。

同年一二月二三日、西多摩郡青梅町乗願寺で戦病死者大施餓鬼執行（例年の法会を追弔に）、郡役所ルートでも通知。

同年一二月二〇日、芝公園で近衛師団関係者の曹洞宗追弔大法会

同年六月一九日より浅草本願寺で戦病死者追悼会、「英霊」への弔意の如くである。前掲白川哲夫「日清・日露戦争期の戦死者追弔行事と仏教界」が詳細に跡づけたように、日清戦争期から戦後にかけて、仏教諸派は極めて活発に戦死者追悼行事を展開していた。恐らく、これらの行事は、そのもの自体が社会的影響をもつと同時に、これまでみた地域の戦死者葬儀への多数の仏教徒の葬儀参加を通じて、戦死者観に影響を与えていたのではないか。

あわせて、前記の論点と関わってみておきたいのは、以下の追悼碑建立との関係である。これも『都史資料集成』（第一巻日清戦争と東京②）から抜き出したものだが、記念碑・追弔碑などを建設順に並べると、以下のようになる（四九七～五二〇頁）。（仏は仏教系、神は神道系）

一八九五年二月二五日、麻布長谷寺境内へ戦死者追弔銅塔建立願（仏）

同年九月二日、荏原郡駒沢村日蓮宗常在寺境内への戦病死者追弔碑文建設願（仏）

同年一〇月一〇日、東多摩郡和田堀之内村日蓮宗妙法寺境内への戦病死者追弔碑文落成届（仏）

同年一〇月二八日、荏原郡目黒村祐天寺境内への戦病死者追弔碑文建設願（仏）

一八九六年三月一八日、北多摩郡内三十三か町村有志より、郡内大国魂神社境内への従軍彰功碑建設願（戦病死者の招魂碑）（神）

同年三月二十六日、深川公園への深川区出身従軍戦死病死者の追悼記念碑建設願

同年四月二三日、北多摩郡神代村内神社の氏子より境内官有地への従軍碑建設願（神）

同年八月一三日、北多摩郡立川村内諏訪神社境内への戦捷記念碑建設願（神）

同年十一月二五日、北多摩郡砧村水川神社境内への従軍記念碑建設願（神）

同年十一月三〇日、南葛飾郡砂村八幡神社境内への従軍記念碑建設願（目的は「従軍せし兵士」の名譽を伝え、「死傷兵士の父兄を慰め」るため）（神）

一八九七年一月二七日、西多摩郡東秋留村二宮神社境内への凱旋記念碑建設願（「長く殉国の忠魂を祭り、親く遺族者の心情をも慰候様程度」）（神）

見てのとおり乏しい事例で、ここから議論を進めるのは危険だが、仏教系は追弔法会の展開と併行して比較的早期に戦病死者追弔碑の建設を各地で進めている。これに遅れて、神社境内への従軍記念碑・戦捷記念碑の建設が広がっていった。後者の傾向の分析は、檜山の指摘通りであることはこれらの僅かな事例からも伺えるが、総合すれば、日清戦争当時、仏教諸派が戦死者追弔行事を旺盛に展開し、戦病死者追弔碑建設という両輪で、民衆の戦死者追弔の期待に沿い、神社は文字通り戦捷祈願、健勝祈願のために祈念すべき場として意識されていたのではなからうか。そして日露戦争で膨大な戦死者が生まれ、靖国神社の戦没者慰霊がより大きな社会的機能を発揮するにしたがって、地域の神社は忠魂碑設置の場に変化していったのではないか。^⑥

② 日露戦争Ⅱ 公葬の確立

（一）戦死通知Ⅱ「名譽の戦死」の一般化

日露戦争が始まると陸軍は一九〇五（明治三七）年五月三〇日付けで新たな戦死者取扱規程として「戦場掃除及戦死者埋葬規則」を制定した。本稿に関係する範囲での主な規定は、以下の通り（原田「陸海軍墓地制度史」）。

① 戦闘が終わる毎に「掃除隊」を編成して戦死者を搜索し、遺留品を処理する等の規定を盛り込んだ。

② 「帝国軍隊所属者の死体は火葬し」と火葬が原則となった。第九条ただし九条の但し書きは、「場合に依り遺骨を内地に還送すべし」とある。場に仮葬することを得」とあり、さらに「下士兵卒に在りては事情の許さざるときは遺髪を還送し、死体は取纏め火葬することを得」とされた。

③ 仮葬は、「各別に埋葬」すべきだが「若し之を為す能はざる場合に於ては合葬する」とした。

④ 内地還送の遺骨、または仮葬された遺骨は、最終的には「内地の陸軍埋葬地に葬るを例とす」とし、「遺族より其の引受を願ふときは之を許すことを得」とした。

⑤ 埋葬の場合の階級相応の儀式を規定し「其の地所在の部隊に従軍の神官僧侶教師又は他の教法家あるときは之に会葬せしむ」とした。

⑥ 戦死者の遺留品中私有物は「本人の遺骨又は遺髪と共に一包と為し」氏名などを表記し、留守部隊に送付すること。ただしこの規定に関して、原田が指摘するように、軍の指示文書から判断して、現地

部隊から本籍地の遺族に遺骨を直接送付している例があったと推察される。

以上を念頭に置いて、この規程との対比で以下の戦死者に対する具体的扱い・通報の事例を戦死（戦病死）時期の早い順から見ている。

事例一：戦死者名榊原丈次郎／静岡県駿東郡浮島村出身／陸軍歩兵上等兵、歩兵第三四連隊第八中隊〔沼津市明治史料館所蔵、榊原弘氏所蔵文書マイクロフィルム〕

戦死は、一九〇四（明治三七）年六月一五日。戦死通報の第一報はその翌日、六月一六日付けで、所属の同小隊から父親宛に発信されている。それによると、遼東半島得利寺の「大激戦」で「砲弾小銃弾夕立雨の如き」戦闘中「遂に敵弾に中りて名誉なる戦死を遂げられ」、御両親は落胆のことだろうが「今回は日清の役とは違ひ紀元以来の世界に希なる戦闘なれば、国家の為、皆死する者と思召ん、何卒御明らめなれ度」とあり、最後に「君の御死体は中隊長以下一般集られ従軍僧侶の経を本に最も御手厚く御葬儀の上後世迄も残る様に大碑を建立せられ候」と遺体処理の模様を記した後、「死残り」した自分としては戦死した「榊原君の仇は必ず討ち升す覚悟致し居り候間、何卒御明めの程」と結んでいる。遺体処理は上記⑤の規定通りである。この手紙に次いで、六月二三日付けで、同中隊同分隊の兵士より、遺族に戦死の知らせが届いた。手紙の最後には戦死の正確な日時が記録され、「名誉の戦死者榊原丈次郎君」と記されている。中隊からの正式な戦死の知らせは、七月二日付けで届いた。しかし、⑥の内、遺髪は、遺族の引き受け要望にも関わらず、留守部隊にも（予定通りには）届かなかった。戦死者の父親は浮島村長に依頼して、静岡の留守部隊に対し遺髪到着に付き問合せを行っている。これに対し一〇月二〇日付けの回答には、得利寺戦死将校の荷物とともに遺髪を送ったはずなのだが、「該荷物未着にて」、現地に照会中であり、「紛失等の確否は二週間後位には判明候間御承知被下度候」とある。

事例二：静岡県榛原郡中川根村での、一九〇四年六月三日付、村内組頭から村役場への戦死者用い執行についての問合せ文には、「私組内の榎下浜一氏は、去る十五日得利寺役の激戦に於て肺の箇所を貫通され即死致すること、小林作次君の書面に接し、私も軍の委細拝見承り候。榎下家の母は非常に悲み居候。其筋より公報なきまでは如何致置候て宜敷や、前途の方針御申上候」、「二伸 榎下君を浜松のをしよう（ママ）尚」が用いたるよし」とある（『中川根町史 近現代資料編上巻』二〇〇四年、三三四頁）。事例一と同じく、まずは近しい戦友から遺族に戦死が通報されており、遺体処理の模様もその手紙から遺族に伝えられた。ここでも遺体の用いは、⑤の通りに実施されたようである。

事例三：戦死者名鈴木常次郎／静岡県駿東郡鷹根村出身／陸軍歩兵二等卒（死後二等卒へ）、歩兵第三四連隊第一二中隊〔沼津市明治史料館所蔵沼津市青野鈴木作蔵氏所蔵文書マイクロフィルム、および鷹根村役場「明治三拾七年二月 出征軍人名簿」沼津市役所蔵〕

戦死は一九〇四年八月三日。九月二五日付けで父親から消息確認の依頼文が認められているが（村長宛か？）、九月二七日に中隊長代理から戦死の報告が遺族に届いた。それは、「名誉の戦死」から始まり、「勇敢」な突撃中の被弾、「忠烈」な兵士の損失、「軍人の本分」「後世の亀鑑」、霊は「靖国社」に万世に渡り祭られること、等の簡単な文章であり、遺体処理法の記載はない。

事例四：戦死者名木村猪三郎／静岡県駿東郡片浜村出身／陸軍歩兵上等兵、歩兵第三四連隊第一二中隊／現役入営は一八九八（明治三二）年一二月、一九〇一年一〇月末除隊、一九〇四年三月六日充員下令、召集。〔沼津市明治史料館所蔵、沼津市西間門木村弘一氏所蔵文書マイクロフィルム〕

戦死は前記事例と同じ遼陽戦で一九〇四年八月三十一日。戦死通知の第一報は、九月七日付け、歩兵第三四連隊第一〇中隊秋山徳次郎より遺族

宛手紙で、文面は、「名誉の御戦死」等と始まり、「実に痛嘆」、ご愁傷様と自身と遺族を察する気持ちを書き、「遺髪封入差送り候間御受納被下度候。何れ遺骨は連隊より御送付有之可し。死体は委員ありて極めて丁寧取扱ひ候間御報申上候」と遺体処理を報告している。遺体処理はやはり⑤のとおりであるが、遺髪は直接遺族に送付されている。その点は、九月一二日付け、歩兵第三四連隊第七中隊歩兵一等卒相山松次郎より遺族宛手紙からも確認できる。同手紙には、「敵陣に突撃致候直最中」「名誉なる戦死」と死亡状況を書きつづつた後、中隊の戦友丁寧に埋葬致し、実家に頭髪を送ったとので安心、遺物は中隊より送られる筈とある。遺骨については最初の手紙の文面より後者の手紙の方が信憑性が高いだろう。現地に埋葬され、上記規定⑥に沿って、遺物は留守部隊に送付されたと思われる。ついで、九月付けで第一二中隊長代理より遺族宛に正式に戦死を報じる手紙が届けられた。中隊通報は、敵への強襲、突撃、率先して突撃、最も勇敢なる動作、被弾、忠烈なる勇士、天晴軍人の本分、後世の鑑、その名を永く伝え、霊は靖国へ、という決まり文句をつないだ文面で、遺体処理の様子は、事例三同様に記されていない。

事例五：戦死者名原松吉／静岡県駿東郡大平村出身／歩兵一等卒、歩兵第三四連隊第一一中隊〔沼津市明治史料館所蔵、沼津市大平 原靖彦氏所蔵文書マイクロフィルム〕

戦死は一九〇四年一〇月一四日。一〇月二四日付けで中隊長代理より原松吉戦死の通知、文面には、出征以来模範的な兵士であり、十里河の戦い（沙河会戦）でも「泰然自若として勇戦奮闘」目覚ましい動作であったが、遂に敵弾により「名誉の戦死を遂げ」た。「遺髪及び遺物は近日の内御送付」とある。やはり、遺体処理にはふれていない。遺髪と遺物は、留守部隊経由だろうが、遺族に送付する意向を示している。なお、十一月二七日付けの恐らくは同郷の兵士（第三師団第一一補助輸卒隊第一小

隊第一分隊）の遺族への見舞いの軍事郵便（葉書）も残されており、ここには「敵弾のために名誉の戦死を遂げさせられ候由、天晴勇士の本分を尽させられ候」とある。

事例六：戦死者名原田吉助／静岡県田方郡西浦村出身／歩兵軍曹、歩兵第三四連隊第三中隊〔沼津市明治史料館所蔵、西浦村役場文書〕

戦死は一九〇五（明治三八）年三月二日。戦死の第一報は、三月一日、歩兵第三四連隊第三中隊第三小隊第四分隊一同より軍事郵便はがきによる遺族への通知で、「二日午後二時頃・前進中に敵之砲弾之為め名誉の負傷致し早々繃帯所へ至り繃帯致し候得共遂に三日午前四時頃に死去仕候に付一寸御報知申上候」と極めて具体的に戦死の様子がつづられている。葉書の差出人は、静浦村出身で「当地に着以来同分隊にて原田軍曹とは兄弟同様」の上等兵である。なお、この写しが西浦村役場から、村内各区长に回覧され、戦死が触れられている。次いで、三月二五日、中隊長から妻宛に戦死の正式部隊通知が届いた（手紙日付けは三月一日）。文面には、「前略 奉天付近の大戦勝の吉慶に伴ひここに悲哀なる通報するの不得止に至り候。貴殿方歩兵軍曹原田吉助殿には……奉天省金山台に頑守する敵を攻撃するに際し、君は特別任務を以て中隊の左側に出で弾丸雨下の中に部下を督励して其の任務を果せり。以て少からざる武功を樹てたるに無情なる哉、敵の砲弾は君が前額部を貫通し頗る重傷を蒙り直ちに衛生隊に収容せられ周到なる医官の施療を受けしも遂に其の切なく、翌参日午前五時仮繃帯所に於て傷死するに至れり。嗚呼惜しむ可し、一同哀涙に咽ひ同情の念禁ずる能はず。ここに弔意を表し及御通知候也」、「追て遺髪遺物等は不日補充大隊に送付可致候間御受取方御承知相成度候」とある。中隊の通報文としては極めてリアルだが、最初の戦友の知らせと比べると脚色文が多く盛られている。遺髪、遺物については、留守部隊を通じて受け取るように促している。戦死者が軍曹であった事がこうした丁寧な中隊からの文面として現れたのだろう。

事例七：戦死者名吉田平治郎／静岡県田方郡西浦村出身／歩兵第三四連隊第五中隊（沼津市明治史料館所蔵、西浦村役場文書）

戦死は、一九〇五年三月四日。三月二十六日に中隊長より遺族宛手紙が届けられた。その文面は、「拜啓 御令息故陸軍歩兵一等卒吉田平治郎氏は出征以来当中隊に属し為君国汝々軍務に尽瘁罷在候処、本月三日より奉天付近の会戦中同四日当隊が小牙嶺子攻撃の際敵弾雨注の間に在りて衆と共に進撃中不幸敵弾の爲めに遂に名譽の戦死を遂ぐるに至れり。其動作頗る勇敢にして軍人の面目之に過ぎず候。小官に於ても斯の如き忠勇なる部下を失ひしは実に痛惜の念に堪へず。御遺族方に於ても定めし御愁傷の御事と遙かに同情を表し候。先は不取御通知に及び候。追て遺物品等も可有之候得共夫れく手続を経て還送可致候」という内容で、事例六ほどのリアルさはない。なお、事例六、七ともに、西浦村役場文書に残された「手紙の写し」であり、村内で紹介しないし、凱旋慰労会を兼ねた招魂祭で朗読されたものと思われる。吉田の遺族は、歩兵第三四連隊補充大隊から遺髪を受領、その後、「依願遺骨を親族へ下付せしにより」、埋葬料として同隊より一八円が支給された。

事例八：戦死日時は特定できないが、遺骨と遺髪との伝達に關し留守部隊と遺族の關係が分かる史料である。「戦死者遺骨伝達 貴村出身故陸軍工兵上等兵橋本卯太郎君兼て遺髪御交付致置候処、今回更に遺骨到着致候に付ては前回に準じ遺族へ御引取可有之候や、亦は既に葬儀執行済の爲め御引取無之候はば、当隊に於て埋葬可致候に付、此旨遺族へ御伝達の上一何分の御回答相煩度此段及御照会候也。明治三十八年二月七日 工兵第三大隊補充大隊 磐田郡下阿多古村役場御中」。なお、二月一六日、遺族（養父）が「遺骨 忝個」を受領した（前掲『天竜市史 史料編七』三六二頁）。本史料は既に遺族に遺髪が伝達された後、遺骨が留守部隊に届いたので、遺骨も併せて引き取るか否かを遺族に確認した文書であるが、このようなケースでも、遺族への遺骨引き取り確認が

行われており、引き取り意志がない場合、陸軍埋葬地に葬るという「戦場掃除及戦死者埋葬規則」第一〇条の実際が見てとれる文書である。同条は還送された遺骨・遺髪は「陸軍埋葬地に葬るを例とす」として、但し書きにより遺族の引受願への許可条項を記しているが、実際の運用に当たっては、遺族の意思の確認が前提とされ、引き取る意向が示されない場合、陸軍埋葬地に葬られたということになる。

以上の事例を通じて、全体として確認できることは以下の通りである。第一に、遺骨は、少なくとも戦争中は、遺族のもとにほとんど届けられていない。届けられたのは遺髪、遺物であり、日清戦争時との違いである。葬儀は、主として遺髪引き取りを受けて営まれたと思われる。

第二に、戦死の知らせは、戦友や戦場の同郷者から、そして後に中隊から「公」的な戦死の知らせが送られた。中隊からの戦死の通報分は、基本的な文章の展開パターンは日清戦争と同様であるが、日清戦争時以上にどれも非常に似通った内容であり、戦死通報のマニュアルがあったのではないかと思われる。文面の同類型化は、戦友たちの手紙についても進んでおり、「名譽の戦死」以下の決まった文言がどの手紙にも頻出する。靖国の記載も広がった。

こうした戦場からの戦死を知らせる手紙は、行政網を通じて町村内に戦死を通報した際に、あるいは葬儀を通じて流布されたので、戦場の戦死観は、日清戦争期よりはるかに巨大な規模で銃後世界に影響を与えたと思われる（この論文が主たる対象とする静岡県の場合、日露戦争の死亡者数は日清戦争の八倍に達する）。一九〇五年三月三〇日、西浦村役場は、同村出身の戦場の兵士たちに銃後の村の状況を知らせる手紙を發しているが、その中に記載された村の戦死者情報には、「二日茲に悲むべき遺憾骨髓に徹し語るも嗚咽涙堪へ兼候。奉天付近戦闘に於て本村出征軍人の安否は左に御報知申候。歩兵軍曹原田吉助君は三月三日奉天省金山台の敵を攻撃の際、敵の砲弾頭部に中り名譽の戦死。（以下同様に、

二人の「名譽の戦死」者を記載）。此の三氏は残念ながら名譽の戦死を遂げ奉天省朔北の野の露となるも芳名ある英霊は長く久しく靖国神社に奉祀せらる。嗚呼君等死すとも尚余榮あり」という具合に、名譽の戦死は常套句として登場し、英霊、靖国もごく「自然」に記された（明治三八年五月～明治三十九年 出征軍人家族保護として出金方（他綴）「沼津市明治史料館所蔵、西浦村役場文書」）。

なお、前掲「中川根町史 近現代資料編上巻」には、一九〇四年六月二八日付の村役場から郡役所に対する「其筋」への出征兵士生死の照会依頼に関する文書に続けて、「右者・近衛補充大隊長より行方不明に付合葬したきに依り写真を送付せられ度旨実家に申越しあり。・先づ十中の九分九厘戦死せしものと存候」と、七月三日付け続報が掲載されている（三三四～三三六頁）。行方不明の兵士がどう扱われたかを示す遣り取りである。

（2）葬儀規定と遺族出迎え法の確立

日露戦争では、開戦初期より戦死（戦病死）者の発生を予想して予め地方団体の葬儀規程を制定する動きが現れた。日清戦時にはなかった事態である。

静岡県駿東郡沼津町では、一九〇四（明治三七）年七月六日、「沼津町征露軍人戦病死者葬儀規程」を町議会で議決した（前掲「沼津市史 史料編近代1」六八三頁）。内容は、戦病死者につき、本籍・寄留にかかわらずなく「遺族か当町に現住するものは凡て町葬となす」と日露戦時の国民的一体感を強く表現し、町葬費用は、戦病死者一人につき三〇円以内として出征軍人家族保護金から支出する、町葬事務の処理のため葬儀委員二七名を置き「葬儀に関する一切の諸件を協議決定」する、葬儀執行の日時などは新聞で一般に告知する、会葬者への飲食物は一切差し出さない、などである。以上の要領で、戦時の戦死者葬儀は、町が主体と

なっていくことを、町議会と町当局が予め確認していたのである。⁹⁾ 日清戦争時に比べると、地元「町」(字)の役割は見えては来ない。

ところで、町の葬儀規定制定で問題になったのは、「町葬」を標榜したとしても、町村の公費を支出することが可能かという問題であった。このため、沼津町長は、公費支出の可否につき、郡長に伺を立てたが、その結果は、「戦病死者の葬儀を町村葬となすか如き軍人の待遇上甚だ美挙には候得共、右等の費用は素より町村行政以外に属するを以て町村の公費を以て支弁すべき限りに無之候条右に御了知有之度」という否定的なものであった（同前「沼津市史」六八四頁）。回答日は、上記規程制定日から三日後の七月九日付けであるが、郡役所の意向を事前に受けて、「出征軍人家族保護金から支出」が確認されたものと思われる。この町村葬への公費支出への駿東郡の考え方は、郡内他町村へも通牒されている（鷹根村役場「明治卅六年十一月 至同四十三年十二月普通議事関係書類」沼津市立図書館蔵、愛鷹村役場文書）。なお、家族保護金は、日露戦争当時の近隣他町村の徴収方法から見ても、額の差はあるが、全戸から徴収されたものであり、付加的な戦時税に近い。

静岡市でも、制定日が不明だが、日露戦時葬儀規約が制定された（「静岡県史 資料編十八近現代三」一九九二年、一四一頁）。その内容は、遺族の葬儀実施意思が前提、市は花等の増品を送り、市長・市参事会員・市会議員・名譽職員・各町総代・恤兵団・奨兵会等団体役員は葬送に参列し市長は弔詞を贈る、葬送事務のため市内五部から一〇名ずつ計五〇名の葬儀委員を選び他に市吏員中からも葬儀係を設ける、葬儀委員は新聞広告・各方面への葬儀執行通知等遺族の葬儀執行を援助する、費用は市内各戸が戦病死者一名につき一銭の割で負担し（出征軍人家族は外す）、葬儀委員が取りまとめて市収入役に送付する、集金の残額は、弔慰料・墓碑料として遺族に贈る、などである。葬儀が行政によって運営され、葬儀費用も全市的に行政網を利用して徴収していることは、沼津町の場

合と実質的に同じである。

葬儀の執行法に関し、事前の決定がなされていたことは、郡レベルでも確認できる。『静岡県田方郡誌』（一九一八年）によれば、「明治三十七年六月十日田方郡奨兵会は戦病死軍人の葬儀に関し左の通り決定したり。一、戦病死軍人の葬儀は奨兵会各町村支部之が催主たるべきこと、一、葬儀の費用は死者一名分、将校なれば金五拾円、下士なれば金四拾円、兵卒なれば金参拾円を程度とすべきこと、一、奨兵会本部は代表者一名をして会葬せしめ香花料は将校金貳拾五円、下士なれば金貳拾円、兵卒なれば金拾五円として之を催主たる支部へ交付すること、一、各町村支部は神官及僧侶に交渉し無報酬にて司祭者たらしむべきこと、一、会葬者より玉串料若くは香花料を受けず又酒飯等を供せざること、一、会葬すべきものは左の通りとす 神官僧侶、奨兵会支部役員、在郷軍人、町村会議員、各区长、区内住民、小学校職員、小学校生徒、赤字社員、右の外各種団体員其他有力者」、「葬儀の際静岡県知事は弔詞を贈り又は代理官を派遣し、田方郡長は必ず自ら会葬するを例とし、甲乙両地同時に施行する場合に限り其の一方は代理官を出張せしめられたり。以上の方法に依りて施行したる葬儀を観る者嘆息して謂ふ、斯人死して余栄ありと、以て士気の振作興起を知るに足れり。本郡内の戦病死軍人の総数は二百四人、（外七人は居留者等）にして葬儀の回数は百三十回なり」と記す（二〇一頁）。

田方郡奨兵会は、一九〇四年二月二二日、「徴兵慰勞会の後継」として再編組織され、規則によれば、事務所を郡役所、会長を郡長、評議員は各町村長、この評議員の互選で幹事を選出、各町村には町村支部を設置、町村役場内に置く、支部長は町村長、支部評議員は町村議員、支部幹事は評議員の互選、という行政の別名組織であった。施行行事項目の一つに、「戦役其他公務の爲め死亡したる軍人の遺族に弔意且つ救護する事」とある。実質的な郡行政―町村行政ルートでの公葬の基本形

の規定であり、「公葬」たる実質は、「葬儀は奨兵会各町村支部之が催主たるべきこと」という規定に担保されている。このような郡統一の「公葬」規定は、日清戦争時にはまだなかった。そしてそのねらいは、長期戦が予想される「銃後」の士気の振興にあったことが明瞭に語られている。郡内一三〇回の葬儀で二〇四人が弔慰されたが、田方郡下の戦病死軍人総数は二一一人であり、そのほとんどに対し、果あるいは郡からの会葬者が派遣される葬儀が行われ、「公」的葬儀の繰り返しの中で、銃後の士気の維持が図られたのである。

ただし、ほとんどの戦死・戦病死者について、田方郡の様には公的な葬儀が行われたがどうかはなお不明である。一九〇四年六月制定の静岡県磐田郡十束村振武会出征軍人待遇法によれば、戦死・負傷による死亡者に対し二〇円、戦地での病死者一五円、戦地以外での死亡一〇円などの祭祀料（慰問料）規程のほか、葬儀については「出征者の遺骨遺髪等の引渡を受けたときは村葬とし之を行ひ其会葬者は本村毎戸一名以上のこと」とある（『竜洋町史 資料編Ⅱ近現代』二〇〇六年、一五四頁）。遺骨遺髪等の遺族受領が「村葬」執行の前提であった。葬儀執行上、遺骨・遺髪等の到着が前提とされたことは、駿東郡鷹根村の事例からも伺える。一九〇四年一〇月三日、鷹根村長より常設委員宛通牒によれば、「本村出身兵士の内遼陽戦死者の鈴木常次郎、石川吉五郎、鈴木源作右三氏に対する遺骨も近日到着に可相成、到着の上は、前例に倣ひ村葬にて葬儀執行可致に付」とある（鷹根村役場『自明治三四年拾貳月 至同四十三年十二月常設委員関係綴込』沼津市立図書館蔵、愛鷹村役場文書）

田方郡の外、『静岡県安倍郡誌』（一九一四年）も簡単に町村葬の形式を記している（三四四頁）。「戦病死者町村葬 従軍せる軍人にして戦死または病死せるものにつきては其葬儀は町村葬とし、総ての失費は町村費を以て支弁し、別に戦死者には五拾円乃至参拾円、病死者には参拾円乃至貳拾円の弔慰金を贈り、また葬儀執行の際は県知事若くは代理官、

本郡長、付近町村長、近隣各学校長、県郡町村会議員、学校生徒、各種団体代表者、官民有志等参列し頗る盛儀を極めたりき」とあるが、「町村費」は字句通りのものではなく、税とは別途に徴収したものだろう。しかし、それが「町村費」として記録されていることは、公費同等という意識だったことを示している。葬儀の列席者では、付近町村長、近隣各学校長、県郡町村会議員、各種団体代表者などが、日露戦争段階の主要な会葬者の拡大を示している。付近町村長の会葬は半ば義務化され、日清戦後整備された農会等各種団体の代表の出席も日常的な戦死者葬儀風景に組み込まれた。

こうした事前の葬儀一般規程の外、個々の葬儀に関して、日清戦時のいくつかの事例のように、個別に実施体制の協議が行われた。駿東郡金岡村文書中には、一九〇四年一月二日付けで、「戦死者村葬に關し篤と御協議致し度に付、明三日午前十一時迄に無遅滞大中寺に御参集相成度」という村長から、評議員・常設委員・戦死者遺族への通知文書が残されている（金岡村『村葬関係書類綴込』沼津市立図書館所蔵、金岡村役場文書）。評議員は、奨兵会支部の評議員だろう。前掲の静岡市の葬儀規程でも、遺族の葬儀実施の意向が前提とされていたが、遺族の意向を組みつつ、村としての葬儀の執行計画が立てられたと言えよう。

駿東郡鷹根村では、一九〇四年八月七日の村葬を控え、三日に鷹根村常設委員会が開催され（村役場、高遠清作村葬の件）、葬儀委員八名が決められた。内三名は戦死者の出身字である東椎路から、残りは各字一名である。葬儀予算は二〇〇円（予備費は別に二〇〇円）、一戸五銭の割で各字毎の賦課総額を見積もり、徴集方法は各字ごと適宜とした。七日の葬儀当日、葬儀委員は朝八時に役場に集まり葬儀を準備することとし、葬儀通知は、知事、郡長、近隣一ヶ町村長、沼津高等小学校長、農林校長、中学校長、農会長、茶業組合長、警察署長、赤十字社員、税務署長、駿東医会に出すこととした（前掲、鷹根村役場『自明治三十四年拾貳月

至同四十三年十二月常設委員関係綴込』。なお、鷹根村の一九〇四（明治三七）年度の戦死者は四人であったが、残る三人（歩兵上等兵二人、歩兵一等卒一人）に対しては、一月一八日に合同葬儀が実施された。先の田方郡の戦死者数と葬儀回数との関係からも見てとれるが、日露戦争は戦死・戦病死者の合同葬が各地で出現したことも特徴であった。合同葬の費用は、一人二三円三〇銭と見積もられ、最終的に計七〇円六五銭を徴収した。実支出六二円五銭であった。この合同葬でも、周辺一〇か町村長、警察署長・農林水産学校長・沼津独学会・郡農会長、沼津高等小学校長・茶業組合長・駿東郡教育会長・駿東郡医会に会葬依頼が行われた（同前）。

日露戦争では、これまでの事例からも分かるように、郡単位および町村単位で、葬儀負担とは別に弔慰料の贈与が一般化した。町村では、戦死者一五〜二〇円、病死者一〇〜一五円程度が標準と思われる。戦死と病死の差別化は日清戦争時の事例から継続し、かつこうした弔慰料支給が各地に広がったことを考えれば、弔慰の差別化が広く受け入れられていったことを意味しよう。「名譽の戦死」という賛辞が広がるほどに、戦病死との差別化も浸透していったのだろうか。ただし、郡レベルの軍人援護組織では、例えば、明治三二年九月制定の駿東郡徴兵慰勞会規約の第三条「戦闘又は公務により死亡し若くは戦地に於て病死せしものは金拾五円を其家族に贈り、遺族なき者は之を建碑費又は弔祭料に供するものとす」が日露戦時そのまま執行されており、戦死・病死の支給額差別は行われていなかった（鷹根村役場『明治三十一年以降 町村長会議関係綴込』沼津市立図書館蔵、愛鷹村役場文書）。郡奨兵会が重視したのは、戦死か戦病死かではなく、戦死者の階級毎の差別化だった様だ。西浦村戦死者への田方郡奨兵会の支給例を見ると、軍曹には二〇円、一等卒のケースは二例だが何れも一五円であった（沼津市明治史料館所蔵、西浦村役場文書）。

日露戦争期で注目されるのは、町村民を動員した遺骨・遺髪の出迎えが始まったことである。最寄りの駅頭等での諸団体動員による戦死者出迎えは満州事変期以降日常風景となるが、こうした行為の起点は日露戦争期に求められる。

静岡県磐田郡十束村の『明治三拾七八年戦役記念帖』には、「本村振武会長及親戚は先発して歩兵第拾八聯隊（豊橋）或は磐田郡役所に至りて遺骨を迎へ来れば、本村振武会員各区長赤十字社員海員掖済会員本村小学校職員（総代）及村民一同は中泉停車場（歩兵第十八連隊へ遺骨迎えをなした時）或は中泉八幡神社前の国道に整列して柩の至るを待ち、一同遺骨に対して礼拝をなし、徐歩爾々本村界に來れば本村小学校生徒の出迎ありて礼拝をなし、夫れより柩を邸内まで見送れり」とあり、その行為が村民の「赤誠」の確認であったと意義をまとめている〔前掲「竜洋町史 資料編Ⅱ近現代」一五六頁〕。同郡西浅羽村の『戦役記念帖』にも「本村出征軍人の戦死及病死せし遺骨の迎へには職員生徒一同村境迄出迎をなし、夫れより自宅に至り校長一同に代りて家族に哀悼の意を述べ、帰校の上其の人の今回の戦争に於て顕はせし効績等を詳述して児童をして敬慕の念を起さしめき」とある〔浅羽町史 資料編三近現代〕一九九七年一四〇頁〕。また、駿東郡大平村の大平奨兵義会評議員会は一九〇五年二月二一日、「遺骨の奉迎」は「会員総出」で行う旨を決議しているが、その後、四月一八日に執行された陸軍歩兵一等卒是村良作（静岡歩兵第三四連隊）の村葬に先立ち、四月六日に大平村長と親戚が静岡に行つて遺骨遺品を受領、これを「村民は悉く沼津停車場に迎へ」た。同兵士は、同年一月一三日、工事中「敵の弾丸に中り」絶命、死体を衛生隊が担架で救護所に運び、翌一四日、同郷の戦友と同分隊員が会葬し、京都本願寺の布教使が戒名を付して読経、茶毘に付したのち、分隊長が遺骨遺品を静岡連隊に送還した。この遺骨を遺族が引き取り、村葬が執行されたのである〔「大平奨兵義会評議員会決議書」、「故陸軍歩兵一等卒是村良

作氏分村葬の記」沼津市明治史料館所蔵、「大平村奨兵義会書類」マイクロフィルム〕。

明治三八年七月一五日に清国水陵兵站病院に於て病死し、九月一〇日に村葬が執行された駿東郡鷹根村出身兵羽切力蔵（陸軍輜重輪卒）葬儀の場合も、同村の常設委員会は「追而本人遺骨受取方本日日出岡、明五日後第四時原着列車にて帰郷候に付ては常設委員は各其部落惣代として右時刻に原停車場へ出迎候事に決定致候間・・・」と決議（九月四日）した。村民総出ではないが、各部落総代の駅頭出迎えが実施されている。そして、「遺骨到着に付き、来る本月十日午後第一時を期し当村大字東椎路龍雲寺に於て村葬執行候間」とあるように、村への遺骨到着を受けて村葬が執行された〔前掲、鷹根村役場『自明治三四年拾貳月 至同四十三年十二月常設委員關係綴込』〕。

以上から、少なくとも日露戦争の後半期には、駅頭等での町村民による組織的な遺骨の出迎えが広がりをみせた。迎え方としては、駅頭等への出迎えは代表者が行い、町村境で総出の出迎えを行うケースが多い。これは、従来からの徴兵満期兵士の慰勞出迎え法などと同様である。町村境の出迎えの中心部隊となったのは、小学校職員生徒であり、遺骨を遺族宅へ送るのが彼等の役割であった。その行為を通じて期待されたのは、一身をもって国家に尽す事の意義の実物教育である。そして、遺骨出迎えからの一連の行事そのものが、町村葬の皮切りの行事となり、遺骨出迎えは、町村公葬の不可欠な一環を構成し始めた。

（3）小学校校庭等での公葬執行とその役割

一九〇五（明治三八）年一月二八日、駿東郡大平村出身の歩兵一等卒原松吉（歩兵第三四連隊）の葬儀が執行された。戦死は一九〇四年一月一四日、沙河戦闘での戦死者である。一九〇五年一月一八日、静岡連隊で沙河戦死者遺骨遺髪伝達式が行われ、遺族と村長が、遺骨ないし

遺髪を受領した上で、その一〇日後に村葬が執行されたことになる。葬儀記録は、「原松吉氏分村葬の記」と題されている。この兵士は出征事情を「遼陽の戦闘にて当三十四連隊將校始め兵卒八百余の戦死有之、其故我々補充大隊も沢山出征致さねば相成らず有様」と生前の手紙に記しており、補充大隊の兵士であった。戦死の山が再び戦死者を生み出していった循環が見えてくる。

葬儀は、自宅からの出棺より始まり、同村尋常小学校生徒職員を葬列の先頭に、奨兵会評議員、村会議員、赤十字社員、在郷軍人、青年一同、遺族、親戚、一般と続いた。他の記録によると、消防夫も参加している。式場は菩提寺、葬儀費用は二〇円、村内戸数割等級にそって徴収された。弔詞は、県知事、郡長、各町村長、教育会長、農会長、小学校長、村会議員、奨兵会長、赤十字総代、青年総代（消防）などであり、それら弔詞には「名誉の戦死」、「忠死」、「軍人の本分」、「他の模範」、「帝国の神」等を含む言辞が繰り返されている。既に紹介した日清戦争の事例でも、地域の名誉から国家の名誉へ拡げつつ、死の意義付けをする例があったが、ここではそれをさらに「郷党永く其英霊を祭り、国家長く其の忠魂を招くをや、日本国土の存せん限りは死者の遺勲忘れざる可し」（大平村赤十字社員総代）と英霊観が覆っている（沼津市明治史料館所蔵、大平原靖彦氏所蔵資料マイクロフィルム、及び前掲「大平村奨兵義会書類」マイクロフィルム）。

次も、同じ大平村の「故陸軍歩兵一等卒是村良作氏分村葬の記」（歩兵第三四連隊）（大平村奨兵会長記）からの葬儀の紹介である（同前「大平村奨兵義会書類」）。村葬は、一九〇五年四月六日、大平村長と親戚が静岡に行き「遺骨遺品」を受領した上で、同月一八日に執行された。葬儀は常設委員、村長以下役場員、村会議員が分担し式場整理等を行っている。葬儀記録によると、「是村氏の自宅には朝より会葬せんとせる者、吊ひ来るもの引きもきらず」、「遺骨をかたの如く柩にをさめ」、読経後

「靈柩高々として家を出でぬ。大平尋常小学校生徒一七〇人を先頭に葬列が式場の小学校運動場へ続いた。式場には、関係者の外「村人数百人はこれ等式場を立て圍みて寸地を余さず」という大会衆を集めた。式を終わり、遺骨あるいは遺髪は、菩提寺の「墓地に厚く深くをさめられた」。記録は、「大平村はしまりてより村葬の施行せられたることこれを第二回とす」、「後來永く口碑に伝へてこの事績湮滅せざるべく」と結んだ。弔詞には、やはり「忠義」、「英霊」、「国家に忠にして本村の名誉」といった文言が並ぶ。尋常小学校の運動場を会場に、永く村の名誉として伝えらるべき村の大イベントとして「村葬」が執行されたのである。

次は、田方郡西浦村の故陸軍歩兵軍曹原田吉助と一等卒吉田平治郎の同日葬儀の場合である（沼津市明治史料館所蔵、西浦村役場文書）。葬儀は、一九〇五年五月二三日、葬儀執行のため、事前に「一、葬儀委員三名を置き万事葬儀に関する事務を管掌せしむる事、委員は村会議員幹事三名を以てする事、一、役場吏員村会議員は葬儀来賓者接待係及葬儀評議員として儀仗事務を補佐する事」が申し合わされた。

葬儀会場は「西浦村役場及正眼寺内」とある。「一、喪家出棺原田君出棺は正午十二時、吉田君出棺は午前十一時三十分とし何れも午後一時着の事」、「会葬者は、村内を二分し平沢以東は各区毎戸一人つ、木負へ出張し、立保以西は同じく久料区へ出張し従列すること」という二つの葬列が、おそらくいったん合流して合同葬が実施されたと思われる。軍曹を含む二人の葬儀であったこともあろうが、弔詞は知事、郡長、臨済宗管長、神職取締役、愛国婦人会長、郡奨兵会長、警察署長、内浦村長、内浦小学校長、内浦生徒総代、西浦村長、立保郵便局長、西浦赤十字社長、在郷軍人会、西浦学校長、西浦生徒、西浦青年会などから寄せられた。日清戦争期と比べた諸団体、諸機関の整備状況が反映しており、同郡の隣村である内浦村との連携は変わらない。弔詞の文面には、勇猛突撃、名誉の戦死、忠死、国家に対する偉大の功績等が並ぶ。また、葬

儀当日、村民には「毎戸国旗を掲げ旗頭に黒布を着くる事」が求められた。村を挙げての戦死者哀悼である以上に、国家への死をもつての地域の「赤誠」の表現であった。

こうした合同葬は何時頃から始まっていたのだろうか。駿東郡鷹根村の場合は、一九〇四年一月十八日、歩兵上等兵二名と歩兵一等卒、計三名の合同葬を鷹根尋常小学校で執行している。いずれも「遼陽攻撃の際」の戦死者であった（鷹根村役場『明治三拾七年二月 出征軍人名簿』沼津市立図書館所蔵愛鷹村役場文書）。志太郡東川根村の場合も一九〇四年一月二〇日、村立尋常高等小学校にて三兵士（八月末から九月中旬に戦死、病死した上等兵二名と二等卒一名）の葬儀を執行した（『本川根町史 資料編4近現代』一九九八年、三三三頁）。駿東郡金岡村の場合も、一九〇四年一月二三日二人、一四日三人の合同葬を、知事代理、郡長警察署長以下「千有余人」を集め、「吏員、常設委員、村会議員等は葬儀委員」として連日で執行した（前掲『静岡県史 資料編18近現代三』一四七頁）。何れも一月だが、静岡県の場合、歩兵第三四連隊が、八〜九月の遼陽戦で五百人近い戦死者を出したこと（さらに一〇月沙河会戦で二五〇余人の戦死）を受けて、一月中旬相次いで合同葬を実施せざるを得なくなつたものと思われる。これらの戦死者葬儀は、合同葬であればなおのこと、地域からの国家への「赤誠」を示すものであり、それらは実質的な「公葬」として行われなければならない。駿東郡金岡村が「金岡村事務報告（明治三七年）」に、「戦死者は五名にして何れも村葬を営みたり。本郡南部町村の戦死者葬儀へ会葬せしこと二十一回なり」と記し（前掲『沼津市史 史料編近代1』六八五頁）、田方郡「内浦村事務報告」（明治三十七年度）にも「戦死者葬儀」を二回実施と記しているのは、戦死者の葬儀が村の事務報告に記録を残すべき公式行事であったことを示している（内浦村役場『自明治廿七年度 村会決議書綴』沼津市役所蔵）。そして、葬儀が公式性を一層高め、国家への視線を強め

るほどに、そしてかたやこうしたねらいに沿った町村民の感銘創出装置としての位置付けを高めるほどに、静肅性、莊嚴性が求められた。すでに日清戦時にも見られたが、「会葬者は羽織袴を必ず着用する事。万一袴持合なきものは袴を付けざるも羽織は必ず着用する事」、「苟も礼儀を乱す風体にて参列するものあるときは直ちに葬儀委員にて除列せしむるものとす」というように、葬儀時の規律保持は、一層厳しく達せられている（前掲、鷹根村役場『自明治三十四年拾貳月 至同四十二年十二月常設委員関係綴込』）。

そしてこれ程の町村総ぐるみの葬儀会場としては、この頃までに整備拡張が進められてきた小学校の運動場が最適だった。すでに小学校での執行事例はいくつか見たが、磐田郡西浅羽村の四人・四回の戦死者葬儀ともいずれも小学校運動場で執行された（『浅羽町史 資料編三近現代』一三七頁）。小学校が戦死者追悼行事の地域センターになったのであり、学校の会場化と併行して、遺骨・遺髪の出迎え、葬儀行列参加、葬儀会葬と総代の弔詞と続く戦死者追悼行事に、小学校教員・児童は完全に組み込まれていった。

葬儀の弔詞の事例をもう少し見ておこう。一九〇四年六月に戦死し、一月一四日に葬儀が執行された歩兵第三四連隊歩兵上等兵榊原丈次郎（駿東郡浮島村）の場合、陸軍の軍神、名誉の戦死、大命を拝し、国難、英霊、皇軍、陛下御威徳、忠魂などのキーワードが、例えば「一死以て国に殉じ」、「死して忠義の鬼となりて永く国家の祭祀を享く、それ君が戦死の名誉なるは万世不朽永く同胞の賛美して已まざる」、「君の勲功は国民の龜鑑となり君の動作は軍人の模範となる」（農林水産学校長）等の文章に入り込み、あるいは行間を埋めている（沼津市明治史料館所蔵、榊原弘氏所蔵文書マイクロフィルム）。駿東郡片浜村の陸軍上等兵木村猪三郎の村葬弔詞（一九〇四年一月一三日執行）も「突撃」「突進」「忠魂」「名誉の戦死」「奮闘激戦」「国難」「尽忠報国」という慣用語が、「君

の名誉は永く竹帛に垂れ不朽の勲功は代を重ねるとも減ぜざる可し」(村長)、「其の戦功は永く国民の記憶に存せん」(村会議員総代)という国民の永い記憶に残る名誉として、また「君の一死は我が士気を奮はしめ君の血潮は敵を阻喪せしめ君の勲功は国民の龜鑑となり君の動作は軍人の模範となる」(農林水産学校長)という国民教育の模範として、さらに「国民の義務を全ふし死しては郷党の祭るところなり」(沼津高等小学校長)という郷党の誇りとして語られている(沼津市明治史料館所蔵、沼津市西間門木村弘一氏所蔵文書マイクロフィルム)。一九〇四年八月三〇日、遼陽戦で戦死し、十一月一日に葬儀が執行された田方郡内浦村の歩兵第三四連隊第四中隊歩兵上等兵原田政次郎の弔詞も、「神州軍人の模範」「死は泰山より」、肉体は消えても「英魂は永く吾等が頭上にあり」、「名誉ある戦死は即ち心霊的の復活」、「軍人の龜鑑」(生徒総代)、「報国の大義」、「志士の光栄は生まれて当時に功を樹て、死して名を無窮に伝ふるより大なるはなし」(村長)などの言葉が続く(沼津市明治史料館所蔵、沼津市内浦原田昭三氏所蔵文書マイクロフィルム)。「岳南健児」「岳南男児」という呼称で日清戦後に誕生した歩兵第三四連隊の強さと伝統、静岡県民の忠誠・勇猛さが表現されることが多くなるのも日露戦争からである。こうして各地域(町村)と郷土連隊が、より強く精神的に結びついていった。なお、遼陽戦で病氣となり間もなく兵站病院で死亡した田方郡内浦村出身の歩兵二等卒大沼森吉の村葬(一九〇四年二月一日)の場合も、その弔詞には、名誉ある死(戦死ではないので「死」である)、英霊、忠勇、軍人の本分、忠節という語句が並んでいた(沼津市明治史料館所蔵、沼津市内浦大沼正雄氏所蔵文書マイクロフィルム)。

以上のように、町村葬での弔詞は、戦場の戦死通報で語られる名誉ある戦死、英霊、忠死、忠勇、忠節、軍人の本分、日本軍人の精華などの国家的・軍人的価値観を町村民の前に増幅して訴える場となり、さらに国家に奉じる「地域の名誉」、郷党の「誇り」を語る場ともなった。近代日本の地域の「誇り」は、国家への「忠誠」との相関で意識するよう方向付けられていくが、その際の強力な装置の一つがこの「公葬」であったといえる。日露戦争期は、新聞等のメディアの急成長期でもあるので、戦時を支える民衆意識、戦争観、戦争熱、国家意識はメディアとの関連で論じられることが多いが、「公葬」という各地で連続して行われた一大パフォーマンスの意義にも十分な注意を払っていく必要がある。この論考では触れられなかったが、公葬を報じる地域新聞とのメディア・ミックス的な関係も重要だろう。

ところで、一九〇五年一月一日付けで田方郡西浦村より出征兵士殉に村の状況を知らせる手紙が送られているが、そこには「殊に壹名だも戦死無之は全国の内、村と云ふ名義の内には無之哉と村民大に悦び居申候」と記されている(西浦村役場「明治三拾七年奨兵会支部書」沼津市明治史料館所蔵西浦村役場文書)。その時点で戦死者が皆無であることを心から喜んでいようである。出征兵士全員に無事に生還せよという郷土の祈りと戦死を受け入れる「名誉の戦死」観受容の関係を、単なる本音と建前でなく、より深い所でどう捉えたらいいのだろうか。

この節の最後に戦死者共同墓地についてふれておこう。前掲小幡尚「高知市による戦死者慰霊」は、日露戦時の戦死・戦病死者に対する高知市の市葬と、その多くが市の共同墓地に埋葬されたことを指摘している。戦死者共同墓地の設置がどこまで広がりをもつかは、即断できないが、静岡県駿東郡下でも、類似の動向が二例ほど確認できる。一つは、沼津町での設置協議である。同町では、一九〇五年一月八日、以下の理由と方法をもって、町長から戦死者墓地新設が提案された(『明治参拾二年度ヨリ 町会決議書』沼津市役所所蔵)。

第七号 征露の役は万古未曾有とす。故に此役に従事し名誉の戦病死を遂けたるものに対し之れか芳名を千載に伝ふるの方法を画するは人道の大義にして亦奨兵の一端ならん。故に此際特に高燥簡潔

の土地を選択し此戦病死者の遺骨遺髪等を埋葬し、且つ時期を定めて祭祀を行ふは此忠死者を待の札ならんとす。依て左の通り計画せんとす。

- 一、墓地は当町管内一ヶ所とし其坪数は百坪とす。
- 一、祭祀執行は毎年秋季皇霊祭の日を以て之を行ふ。
- 一、墓地の新設維持并に祭費管理費等は凡て当町一般の義捐金を以て之を支弁す。

一、墓標は遺族各自に於て之を建つるものとす。

また、ほぼ同じ時期、一九〇五年一月二〇日同郡大平村でも村役場にて戦死者墓地新設に付き村会議員協議会が開かれ、議事録は「議長は戦死者墓地新設に付、郡長の意見に法り軍人墓地新設の必要を説明し併て其場所を左に仮定す」(天満天神社境外社殿裏面に設置)、と記録している(大平村役場「自明治三十三年至同三十七年 村会議事録」沼津市役所所蔵)。

沼津町の場合も、大平村同様に郡長の意向に沿った提案と考えられるが、①駿東郡内で、町村の公的な共同墓地新設する計画があったこと(新設維持経費は沼津町のような町村内の共同負担と思われる)、②墓地であるから、そこには、遺骨・遺髪等の埋葬が予定されたこと、③両町村とも共同墓地は一ヶ所であり、ここでは定例の追悼祭祀が計画されていたこと、などが読み取れる。高知市の共同墓地が、市葬を前提としたように、地域毎の公葬の成立の延長上に、地域の共同(公的)の埋葬と共同の追悼行事の場として、このような共同墓地新設が勧奨されたのではないだろうか。ただし、沼津町の場合は、協議の結果、実施を無期延期とした。理由は軍用墓地との関係があるだろうが、同じ時期の駿東郡役所の通牒(一九〇五年一月)には、「戦死者等の為め社寺境内地へ之か紀念碑建設方に付問々其筋へ伺書提出の向も有之趣之処」、戦争の終局はまだ容易ではなく、「一戦死者ある毎に猥りに其情に任せ之を建設せしむるに於ては自然互に其建設を競ひ遂に一種の弊害を醸生するに至るや

も難計義に付、此等計画の実行は決して一時の情に馳することなく静に前途を考へ一定の時期を待たしむる方可然旨其筋より申越の次第も有之候条御了相知相成度」という注意もあり、戦時経営上の「濫費抑制」という問題が絡んでいた可能性もあろう(金岡村「明治三十七年度起 恩給関係書類」沼津市立図書館所蔵金岡村役場文書)。

おわりに

公葬実施を中心にしてこれまでの論旨を簡単にまとめると以下の通りである。

第一に、葬儀の前提となる遺骨・遺髪に関し、日清戦争では遺族の遺骨の受領(部分受領含む)も少なくないが、日露戦争では、遺髪中心に葬儀が営まれたと考えられる。

第二に、戦死の通報パターンは基本的に変化がないが、日露戦争では文面から判断して中隊通知の「公式化」が進んだように思われる。この点は、戦死者の大量発生の問題とも連動しているよう。その通知文では「名譽の戦死」はもとより、英霊、靖国も常套句となった。

第三に、日清戦争時に出来つつあった公葬の形式を前提に、日露戦争では、開戦初期に各地で葬儀規程が作られ、葬儀規模の競い合いを避ける為もあるが、郡単位での大枠規制も試みられた。それらの規程では、「公葬」を宣言していることが特徴である。

第四に、公葬化によって、日清戦争時には郡長を除くと、町村内の役職者・団体を中心としていたのに対し、日露戦争では、上は知事、地域の広がりとしては、周辺町村長、近隣学校長、県郡会議員(時に衆議院議員)、郡単位の農会・茶業組合・医会・教育会などの代表等の出席が一般的光景となった。

第五に、これも公葬化に関わるが、葬儀費用の徴収が、寄付と割り当

てを併用していた日清戦争時に対し、日露戦争時には戸数割等級を利用した半ば税的な徴収が広がった。また、町村内団体と郡レベルの軍事援護組織からの弔慰料贈与規程が整備され、他方で日清戦争時に見られた有志の香料が減少した。

第六に、日露戦争では、町村民を動員した、最寄りの駅頭および町村境での遺骨・遺髪出迎えが行事化し、留守部隊からの遺族と町村長の遺骨（遺髪）受領から始まり、駅頭での出迎えとそこから遺族自宅までの見送りが、葬儀当日の自宅からの出棺と葬送行列から始まる公葬当日行事の前提となった。

第七に、日露戦争時に多くの地域で小学校運動場での葬儀執行が定着した。そして、小学校での葬儀執行は、葬儀での小学校生徒の役割期待をいっそう高めていった。

第八に、日露戦争時には、日清戦争時にはほとんどなかった複数の戦死者の合同葬儀が各地で多数出現した。そしてこうした合同葬が、公葬としての整備を一層促進したと思われる。

以後の時期の公葬の展開との関係では、満州事変期の大規模な葬儀を経て、日中戦争期になると、市町村長自身が公葬の葬儀委員長となり、市町村の公費支出も認められるようになった。しかし、こうした変化はあるが、公葬の基本形は、日清戦争で形成され、日露戦争期に確立・定着したと考えられる。ただし、戦死者葬儀の果たした役割、社会的影響は戦争の諸段階に即した固有のものがあるだろう。そして仔細を見ればそのことは葬儀の形式にも反映していると思われる。これらの問題は今後の課題として¹⁰⁾。

註

(1) ただし、一八九四（明治二七）年七月一七日「戦時陸軍埋葬規則」の位置付けは読み違いだらう。

(2) 以降の資料引用につき、カタカナは総てひらがなに置き換えた。「沼津市史料編近代Ⅰ」および後述出典の『静岡県史 資料編一八近代Ⅲ』、『竜洋町史 資料編Ⅱ近代Ⅲ』の史料利用箇所は、荒川が資料を収集し、編集した部分である。

(3) 後、一八九五年七月二六日の陸軍省の戦後の遺体処理に関する文書では「遺髪の還送」にふられ、一八九七年八月一七日制定公布の「陸軍埋葬規則」で火葬の場合の遺髪の処理規定が盛られた。

(4) なお、このような内地での陸軍墓地の建設も遺族への遺骨送還も出来ない遺体処理の混乱があったがために、一八九五年一〇月、陸軍は澎湖島に墓碑を建立した証拠として、軍人墓碑の写真を遺族に交付したと思われる（『都史資料集 成』第一巻日清戦争と東京①、一九九八年、四五三～四五四頁）。

(5) 戦場からのこうした文面の前提には、更に戦地での追悼祭の弔文や招魂祭での祭文の影響があるだろう。

(6) 日清戦争と日露戦争をつなぐこの位置で、以下の史料を紹介しておきたい。羽賀論文が明らかにしたように、日清講和後、戦地の兵站司令部は、真言宗の従軍布教使に遺骨収集を依頼し、永代供養を委嘱した。その遺骨はいったん京都泉涌寺舍利殿に納められたが（二万本ともいわれる）、東京護国寺境内への忠霊堂建設計画が立てられ、一九〇二（明治三五）年、遺骨の移送計画が立てられた。その遺骨は、九月に京都を發し、東海道路各地で出迎え行事を受けながら東上していったが、以下は、静岡県沼津・三島地域の出迎えを記録したと思われる文書である。史料には、標題も年も記されていないが、上記の行事の一環ということで間違いなさだろう。奉迎主体は在郷軍人であり、沿道各家は国旗・提灯を掲げ、学校生徒も送迎に動員された。日露戦争期の町村葬で在郷軍人（会）が一定の役割を果たし始めるが、こうした戦間期における追悼行事への動員がその前史をなしたと考えられよう。

なお、この地域では、この翌年に在郷軍人会の組織化が急速に進んだが、こうした行事を通じた組織的動員と在郷軍人への社会的注目、軍人会組織化とも関わっていたのではないだろうか。（以下の引用につき、○および「」は原文書不鮮明で読めない部分）

「戦死者遺骨送迎順序 一 拾月拾八日原町、片浜村、浮嶋村、鷹根村、金岡村の在郷軍人約百八拾名は出迎として午前九時迄に原町松蔭寺へ参集し夫より本郡々界迄出迎え寶塔車を受取護衛運搬に従事する事、… 一 沼津町出迎在

郷軍人の半数約四拾五名は片浜村境迄出張寶塔車を迎へ、前記町村の在郷軍人と共に宿泊所（沼津町浅間東方寺）迄護衛運搬に従事する事、一 翌拾九日沼津町在郷軍人の半数約四拾〇名及楊原村大岡村静浦村在郷軍人約百七拾式名奉迎として午前八時迄に「」宿泊所「」夫より護衛運搬に従事する事、一 清水村大平村長泉村在郷軍人約九拾名は送迎として木瀬川橋迄午前拾時迄に参集し夫より前記「」軍人と共に田方郡三嶋町迄護衛運搬に従事する事、一 沿道各戸は軒頭に国旗を掲げ（沼津町は夜間「」燈を掲ぐる事）学校生徒は便宜の場所に整列し寶塔通過の際警意を表する事、一 拾八日自午後参時至同四時迄及拾九日自午前七時至同八時迄各宗僧侶読経の事、一 中部北部各町村は在郷軍人総代（壱町村壱名の見込）を拾九日午前八時迄に沼津町東方寺に出頭寶塔車の護衛運搬に従事する事、一 前各条に掲げたる在郷軍人約五百三十四名に対しては弁当料として金拾銭を給する事、一 前記金員は、駿東奨兵会会費の中より一時支出し置く事、一 戦死者遺族本年入営の壮丁其他一般人民には可成多数送迎及参拝する様誘導の事」（沼津市明治史料館所蔵、沼津市西間門木村弘一氏所蔵文書マイクロフィルム）

(7) 海軍の埋葬料支給の参考例として以下の事例を紹介する。西浦村・渡辺久平二等水兵は、一九〇五年九月一日の軍艦三笠の事故に防衛隊員として出動し死亡、九月二日死体が発見された。その後遺族より「遺骨引取願」が「私儀実兄に付本人遺骨引受理葬仕候条御許可被成下度」、さらに「追て海軍埋葬地外に埋葬可致候間、相当の埋葬料御下渡相成度候也」として提出されている。これを受け、一〇月二日、横須賀海兵団より同人遺骨及埋葬料金一八円が本人自宅に到着、奨兵会西浦村支部長から幹事への連絡によれば、二三日、大字立保区で葬儀が執行された。なお、埋葬料は額面上一八円の支給だが、実際には「雑費」として六円五〇銭が引き去られ、残額一四円五〇銭が遺族に引き渡された（沼津市明治史料館所蔵、西浦村役場文書）。

(8) 新聞による告知が葬儀の周知に有効であるという認識は、地方都市まで新聞の時代が訪れていたことを示している。

(9) 籠谷次郎「戦死者の葬儀と町村―町村葬の推移についての考察―」『歴史評論』六二八号は、「明治期、町村が葬儀の主催者でなかった理由は、『官』の解釈では市制・町村制第二条にある」としているが、戦死者の正統な葬儀の執行者は、軍であるという建前をぎりぎりの所で守る、という所が本音だったのではないだろうか。

(10) 満州事変期のある戦死者に関し、遺族宛の戦死の電報から現地での部隊葬儀、村葬、弔文、慰霊祭など一連の過程の史料を、国立歴史民俗博物館「翻刻資料集 1 基幹研究「戦争体験の記録と語りに関する資料論的研究」(二〇〇五年)所収の翻刻資料「皇国乃礎」(荒川章二解題)としてまとめた。残念ながら、今回

この資料を含めた分析にはいたらなかった。

(静岡大学情報学部教授、国立歴史民俗博物館共同研究員)
二〇〇七年四月三〇日受理、二〇〇八年二月三日審査終了

When A Soldier Falls : The Creation of Public War Dead Memorialization in Meiji Japan

ARAKAWA Shoji

This is a study of the creation of a tradition of regional public war dead memorialization in Meiji Japan in the period spanning the Sino-Japanese and Russo-Japanese Wars. There is little consensus among researchers as to the characteristics of regional public war dead memorialization, nor is there a definition of “public war dead memorialization” agreed upon by most researchers.

In light of the current state of scholarship regarding this topic, this study examines: several cases of public war dead memorialization during the period of the two wars; the formation of regional associations to carry out these memorial ceremonies; the types of individuals who participated in the ceremonies (e.g., prefectural governors, mayors, elected legislators, school principals, etc.) ; the collection of funding for the ceremonies; the establishment of guidelines for the offering of condolence money (to survivors, etc.); and venues for memorial ceremonies. It also traces the process by which this type of ceremony took on an increasingly official character during the period of these wars. Unlike the practice that began with the later Sino-Japanese War (1937-1945), these regional ceremonies were not initially supported by official public funds. Nevertheless, this study maintains that funds for the memorial services were collected in a semi-official manner, and that the services were for all intents and purposes official public events. The use of terms such as “village funeral” by organizers and others recording accounts of the services at the time confirms that the participants themselves recognized them as official public events.

This study also examines other practices related to these funeral services, such as: processing of the mortal remains of war dead; the receiving of cremated ashes or *ihatsu* (locks of hair of the deceased) and the associated “welcome receptions” for same at hometown train stations; protocols for the reporting of war deaths and the text typically used in these reports; and written eulogies. One goal of this research is to shed light on the significance of public war memorialization ceremonies as media events, as well as to examine them as channels and “stage management” of the regional dissemination of nationalistic and militaristic values as evidenced by the use of terms such as “honorable combat death”, “heroic war dead”, and “soldierly duty” during the period of the two wars. Public war dead memorialization ceremonies inevitably involved processions of hundreds and sometimes as many as two thousand participants – mourner numbers unprecedented for funeral services in regional venues. Particular emphasis was placed on participation in these ceremonies by elementary school students who would become the next generation of soldiers. Such a multifaceted research approach is desirable for examining the role played by war memorialization ceremonies in the formation of ideas about war and the military in Japanese popular consciousness.